文部科学省：編集
文部科学時報
2003
平成15年
No.1520
1

CONTENTS

あいさつ | 6 平成15年　年頭の所感 ●文部科学大臣　遠山敦子

特集 文化芸術の振興について

巻頭言 | 16 文化芸術の振興について ●河合隼雄
インタビュー | 18 ●野村萬斎
22 ●鴻上尚史
26 ●牧阿佐美
事例紹介① 30 自己表現力を身に付けさせ、生きる力を育てる教育課程の研究開発 ●鹿児島市立伊敷台小学校
事例紹介② 32 演劇教育をとおして豊かな情操を育成 ●兵庫県立宝塚北高等学校
事例紹介③ 34 東京芸術大学における新たな取組について ●東京芸術大学
事例紹介④ 36 学校と博物館のよりよい関係づくりを目指して ●川越市立博物館
事例紹介⑤ 38 芸術文化創造の拠点施設としての取組 ●愛知県長久手町文化の家
基本方針 | 40 文化芸術の振興に関する基本的な方針（閣議決定）
解説 | 52 文化芸術の振興に関する基本的な方針について ●文化庁長官官房政策課

特別記事 「心のノート」の活用について ●初等中等教育局教育課程課
56 「心のノート」の活用について
61 「心のノート」の活用例
64 道徳教育について

カラー
1 ところ・ひと ●国立中央青年の家
表2 温故知新 ●天城山隧道
表3 温故知新 ●高速飛行実証計画

12 であい ふれあい ●林家こぶ平
14 審議会の動き
66 国際教育協力―現場からのレポート ●アフガニスタン寺子屋第一号
68 子どもと企業のクロスロード ●学習の到達度を確かめる「技能検定」① 『音楽技能検定』
70 新しい科学技術の重点分野 ●地球環境変動のカギを握る海洋
72 科学技術のフロンティア ●宇宙へ向けて新たなる挑戦
74 地域の産物を学校給食に 学校・地域の連携 ●大規模給食センターにおける地場野菜の導入
76 レッツトライ！ ●国立吉備少年自然の家
78 海外最新情報
82 都道府県発 教育・科学・学術・文化・スポーツニュース ●和歌山県、大分県湯布院町
83 鑑賞席
84 編集後記

イラスト／内部消美・須田博行・室井さと子

特集 文化芸術の振興について

文化芸術は、すべての国民が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、国民全体の社会的財産です。本特集では、文化芸術振興基本法施行（平成13年12月）、文化芸術の振興に関する基本的な方針の策定（平成14年12月）を踏まえて、社会全体での文化芸術の振興に向けた取組について紹介します。

巻頭言

文化芸術の振興について

文化庁長官
河合隼雄

今日の日本においては、文化芸術の振興が極めて重要なことと思われる。日本の現在の不況に心を痛めている人のなかには、この経済危機のときに、文化など言っておられない、という人もあるが、そのような狭い考えでは、かえって不況など乗りこえられないのではないだろうか。

日本は敗戦によって何もかも失うほどであったが、以後力を合わせて「追いつけ、追い越せ」と努力し、経済面においては驚異的な成長を示した。しかし、バブルの崩壊以後の不況に苦しんでいる。そもそもこのような不況を招いたのは、経済の成長一本槍で進んできたため、経済的に大国になったときに、国民の多くがマネーゲームに踊り、そのときに明確な見通しをもったリーダーや、判断力を備えた人が少ないまま、何となく全体として間違った方向に進んできたような感がある。

このようなときに、日本人全体がもっと自信を取りもどし、広い視野に立って創造的な活動に向かおうとするのは、この危機を打開する上において、遠回りのように思えるが、実は今もっとも必要なことではなかろうか。

実のところ、日本人の高齢者は、相当な財産を持ちながら、それをどのように使っていいかわからずに、ただ持っているだけの人も案外多いのである。その人たちに、文化芸術の楽しさ、おもしろさを味わってもらうなら、その人たちにとってもいいし、間接的には日本の経済の繁栄にもつながってくるのである。文化芸術を通じて、この沈んだ気分の日本を活性化することが必要であり、そのためには、文化芸術の振興が求められるのである。

文化芸術を振興し、日本人を活気づける方策の一つとして、文化ボランティアの推進がある。阪神・淡路大震災のときに、日本人も相当なボランティア活動ができることが立証された。しかし、そのときのエネルギーは震災後の復興とともにその行き先を見失ったような感があった。私が文化庁長官に就任して、「文化ボランティア」への参加を提唱すると、待っていましたとばかり、それが全国的にひろがり、ますます盛んになりつつある。これはたいへんに有難く、嬉しいことである。

日本ではこれまでボランティアというと、福祉のことだけを考える人が多かった。しかし、福も祉ももともと幸福を示す言葉であり、「幸福」というと、これまではどうしても衣食住が足りなくては、と「モノ」のことばかりを考えた。それが今では、むしろ「モノ」はあふれるほどであるのではなかろうか。そして、「モノ」をたくさん持ちながら、日本人は「幸福」だろうか。あまり、そうとは言えない。ほんとうに幸福になるには、モノやカネだけではなく、心も豊かにならなければならないのである。

こんなときに、文化ボランティアは、日本の、あるいは自分の属する地域や集団の文化の振興に役立つのみではなく、自分の心を豊かにすることにも役立つのではなかろうか。

文化庁では文化芸術懇談会を企画し、日本全国の各地を訪れて、文化振興に関する意見の交換などを行っているが、そこで実に多様な文化ボランティア活動の報告を受けて嬉しく思っている。そのなかで一つ強調したいことは、文化ボランティア活動を通じて、官と民の協力がうまく行われていることの意義である。これまで、日本では「公」というと上からの命に下が従うというイメージが強かったが、文化ボランティアの場合、民の側からのアイデアや活動を受けて官が協力するという形をとり、新しい公の創出が行われている。これは日本の将来のため、非常に有難いことである。

文化芸術の振興は子どもたちの教育の上でも重要なことである。子どもたちが知識の獲得のみではなく、感性を養い、豊かな心を育む上において、文化芸術の活動に触れ、自分たちもそのような活動をすることは極めて有効なことである。

先にも述べたが、日本が「追いつけ、追い越せ」ではなく、もっと自主性や創造性をそなえた国となってゆくためには、子どもたちの文化芸術の分野における創造的活動は、他の教科の学習にも関連してくる重要なことである。

そこで、まず子どもたちに一流の芸術家の芸に触れる機会をできるだけ多くするように、文化庁としても努力をしている。私もそのような機会に参加したことがあるが、一流の芸術家の人たちと共演させてもらった高校生たちの目の輝き、その感激が実に印象的であった。これは、子どもたちの感性を育む上で大いに役立っているだろう。音楽、書画のみならず、演劇活動の重要性を見逃すことができない。これらを積極的に取り入れることで、子どもたちが心の豊かさについて体験を重ねるのはまことに望ましいことである。

野村萬斎さん

―プロフィール―
のむら・まんさい　狂言師、世田谷パブリックシアター芸術監督。東京都出身。狂言師・野村万作の長男。「狂言ござる乃座」主宰。古典の舞台の他、演劇・映像の分野でも幅広く活躍。東京芸術大学非常勤講師。文部科学省中央教育審議会臨時委員。著書に『萬斎でござる』（朝日文庫）。

●世田谷パブリックシアター芸術監督としての抱負は。

就任にあたってのキーワードとしてもあげた狂言の第一声「この辺りの者でござる」には、時代や文化、地域を超える狂言的な発想が凝縮されています。「世田谷あたり」から、地域に根差しながらも日本、世界に発信したいと思います。

芝居は、演技をする人、戯曲を書く人、演出をする人など、割合うまく分業できるわけです。どんな人でも何かで関わることができる。その人の得意なことが生かせるのです。そんなことも含めて世界にも発信し、地域にも根差すというコンセプトを持ってやっていきたいですね。

●若手の養成に意識を向けておられますが。

広くいえば、芸術はみんなが生きていくための潤いとなるけれども、大人になると、その人の感性によって芸術のそしゃく力がかなり決まってきてしまう。ですから、芸術に対する理解を深めるためにも、若いうちに感性を育てるというか、芸術に触れる環境をつくっていくとよいと思います。

今の日本は企業戦士が多い中で、芸術に触れている男性が少ないではないですか。このままでいいのか、劇場はとにかく女性に占拠されているという状況です（笑）。働きバチの男たちが定年になったときに、劇場に足を運ぶでしょうか。忙しさとは別のところで劇場に足を運んでもらいたいと思うし、芸術は老若男女が世代を超えて幅広く楽しんでもらいたいですね。

●教育にも関心をお持ちですね。

社会的に起きているいろいろなことを突き詰めていくと、教育にいきつくと思います。例えば表現するという方法論を知らないから、子どもが「キレる」と僕は考えます。

つまり、表現する方法を知っていれば、何かの形でアピールできるのに、表現したいことをずっと我慢して、ため込んでしまうために、ダムが決壊するようにキレてしまう。

とにかく、発散させる回路をつくらなければいけないわけですね。私自身が考える教養というものは、そういう回路を身につけることで、その時に、狂言の型、様式が非常に役に立つのではないかと思うんです。高得点をとれるシステムを皆さんにとにかく活用してもらいたいという思いが、イギリスに留学してから強くつのってきました。同時に伝統をどうやって現代に生かすかという意識を、能楽界自体も持っていかなければと思います。

また、イギリスは古典的なシステムがあるわけではないけれども、演劇が社会と密接に結びついて、演劇の社会還元が日本よりずっと先進的なんです。演劇ワークショップが恒常的にいろいろな地域で、子どもにも行われています。

イギリス的な演劇、芸術の社会貢献を一つのモデルとし、それに対して我々の持っている能・狂言のテクニックなりシステムを反映していけば、それに対抗し得る日本の文化システム、社会貢献の仕方ができるんじゃないかと思っていました。ですから、そんな時に世田谷パブリックシアターの芸術監督のお話をいただいて、すごく嬉しかったですね。

●狂言を上演された時のイギリスでの反応はいかがでしたか。

『まちがいの狂言』をロンドンに持っていきます。

狂言では、型というのは六〇〇年間、皆がはいてきたふんどしみたいなものですね（笑）。「他人のふんどしをはくな」という言い方があるけれど、型ははくわけです。

しかも、六〇〇年間、六〇〇人の人がはいたとすると、おそらくかなり大きい。だけれど、個人はちっぽけではないですか。だからそれをきちんとはきこなせるようにいい意味で太らなければいけない。

つまり、個人というものの可能性は、天才を除けばかなり限定されるものだと思うけれども、「型」という他人の才能が通ったところへ進んでいくと、他人の才能のわだちを通って、個人の可能性以上のことができます。

型は奥深いもので、なかなかそのすき間を埋め切れませんし、型を道具として完璧に扱えるようになるためには、型が生まれた過程をそしゃくしながら操れるようにならないといけません。けれども型の根源を知ってしまえば、どこに行っても通用するので、狂言独特の型でなくても、表現したいことが何かわかるわけです。

●文化庁在外研修でイギリスに留学されましたが。

狂言を勉強するよりは、演劇、演出、伝統の在り方みたいなことを学びました。どちらかというとイギリスは、感情からすべてが起こるという考え方で、シェイクスピアをはじめとして、台本が中心になって、その解釈をどうするかによって、演劇を組み立てていくことがすごく大きい。どの時代の何に設定しようかとかですね。だから、現代服や宇宙服を着た『ハムレット』があってもよいわけです。

それに対して日本の古典芸能は、基本的に台本は一緒だし、演出も変わらないわけではないけれど、一つの流れがある。突然、宇宙服を着ようとはならないわけです。

また、日本の古典芸能は再生芸能で、単純に再び生まれさすというものではあるのですが、その分、解釈を離れたその人自身の現代性が問われます。

狂言は型の様式性が七〇～八〇％決まっていますから、正しくやれば七〇～八〇点はとれるんです。それに個性とか、現代的な要素を乗せれば、満点をとりやすいはずで、日本の文化のアイデンティティとして強調できるんじゃないでしょうか。

いったときは、グローブ座と能舞台の構造が非常に似ていて、「ここの使い方をこの人たちは知らないな」と思いました（笑）。グローブ座も復活させた小屋だから、古典的な様式を知らない人には使い方がわからないのですね。

能楽堂も柱があって邪魔だけれど、邪魔をうまく取り込むわけですよね。グローブ座と同じように、屋根と柱があって、張り出している舞台は、日本に能舞台というのがちゃんとあるのだとぶつけたら、驚きを持ってくれました。

それから、今まで海外では、狂言というと、身体表現が強調されていたけれど、狂言には謡や語りといったいろいろな朗唱術もあります。

イギリスは朗唱の国と言うけれど、抑揚も含めた私たちの朗唱術のバラエティさに非常に興味を示してもらえました。そこら辺に狂言がこれから世界に向けて打って出る、また、日本語で演劇をするという意味がありますね。

●それは日本語が語彙の多い言葉であることに関係しているのでしょうか。

日本語には、ボキャブラリーも音楽性もあるんですよね。つまり、音やリズム、それから強弱。漢文系の文体の話し方。「ござる」調の昔ながらの口語とか、現代の口語とか、いろんな文体に合わせた話し方があります。

狂言師は難しい言葉を言わなければならないので、言葉をイメージに変えることも重要だと思っています。これは国語教育の中でも一つの問題だと思うけれど、言葉というのは意味と音でできているのに、国語の時間に発音を直されることはないでしょう。英語では発音記号を見せられたりして、舌をかんじゃったりするのに（笑）。「あいうえお」の発音も何かあいまいになってきています。

そういうのを直すのがどうして国語教育にないのでしょう。もちろん言葉は流動的に変わるものだから、仕方のないことだけれども、何もしないでいいのかなと思います。

それから、今、ボキャブラリーが減っているけれど、現代人の言葉に対する音のイメージであるとか、視覚的なイメージはどうとらえられているのでしょうか。メールが発達していて、絵文字が必ずつくのは、どうしても伝えきれないニュアンスをニッコリマークや怒りマークで表現するわけでしょう。テレビにもテロップが出たり、メールが日常的に使われたり、文字化する言葉が、今の日本語の姿だと思いますが、音声の部分を何とかしていかないと、ますますボキャブラリーは減っていくのではないでしょうか。

しかも、それは頭で音を変えようといってもできないので、体で音を変えないといけません。嬉しいときに「ワー！」と伸びるとか、そういう身体的なことも重要だと思うのです。僕らは狂言でせりふを言ったり、笑うときには、必ずストレスを体にため込んだ後、ふっと伸び上がって体を解放させるという体のリンクがあるわけです。そうすると、型をやっているのだけれど、身体的には辛いところから楽になりますから、解放されるということが身体的にも起こっているわけですね。そういう知恵が型にはあるのです。

型と言葉、発散、表現はリンクするので、国語教育でも音が重要であるとか、表現の仕方とか、もっと総合的なことを盛り込んでいったら、今抱えている問題が少し解決できるのかなと思っています。

●日本の文化を盛り上げるためには。

世田谷パブリックシアターは世田谷の財団というか、区という単位の地方公共団体に大きく支えられているわけですね。能・狂言も、実は足利幕府、江戸幕府という国家行政がずっとパトロンでした。行政などによい形で、大きくバックアップしてもらい、ある意味で自由に芸術活動をすることが、後世に残る芸術を生むというのは事実と思うのです。

シェイクスピアだって、エリザベス女王の庇護にあり、ウィーンの音楽家たちもみんな皇帝に寵愛された。そういう環境が一つの芸術を生んで、再演を繰り返す。つまり、皇帝が何度も繰り返してやらせるかもしれないし、皇帝のためにつくったものが市民の間でもてはやされ、再演のサイクルができたりするのです。「当たればいい」と使い捨てにするのではなく、そういうことが一つの芸術を深める契機になると思います。

だから、例えば在外研修制度も、一年間、ある援助だけをしてくださって、あとは自分のやりたいことをしていいというのは、非常によい制度だと思います。何かしなくてはいけないというのだったら、自分で何をすべきか考えながったかもしれません。僕は幸いにして考えることが見つかったのでよかったけれど、何も持ち帰れなくて、一年間何をしていたのだろうと思った人もいるかもしれない。それは仕方がないですね。そういうリスクも覚悟した上で続けていただければ、誰かが何かを見出して帰ってくると思います。

やり捨て、使い捨てではなくて、狂言は何度も繰り返したから今の形になっているわけで、「ああ、あそこは失敗しちゃったな」と言って、その作品を一生やらなかったら、失敗を一生取り返せません。その人の演出や演技の能力が、そこでとまってしまう可能性もあるわけです。

●創り手の側として、観客に求めるものなどはありますか。

単に劇場に来て、観るのではなく、どうしてそうなるのか、どんな意味があるのか考えてほしい。それが、本来劇場に来ることの意味でもあるし、お客さんも一緒に芸術を担っているわけです。

料金と演技がつり合っているかどうかも大切で、つり合っていなければ「金返せ」というのは、言ってよい言葉だと思います。日本は役者が主導で、スターを見にくるというシステムが、特に商業的ベースになると大きくなってしまいます。それと、日本人は観てつまらなくても、拍手したりするでしょう（笑）。

お客さんが初心者ばかりだと、あまり芸は育たないのですよね。特に古典芸能はそうです。「こんなものか」と思ってしまいますから。

逆にプレッシャーでもあり、宿命でもあるのだけれど、祖父の頃から観ている人がいて、ちゃんとふんどしをはけているか、厳しく見ている。そういう厳しい目線であるとか、お客さんと演じ手の緊張関係がなければと思います。

そのためには、観る側も責任を持ってほしい。妨害するためではなくて、ストレートに席を立つというのもいいんじゃないかと思います。「千秋楽は全員立たなきゃいけない」というのより、偶発的にある部分だけ人が立っていて、そこで盛り上がっているほうが嬉しいですね。

（インタビュー・構成／文化庁長官官房政策課）

インタビュー②

鴻上尚史さん

―プロフィール―
こうかみ・しょうじ　愛媛県出身。劇作家、演出家。昭和56年に第三舞台を結成。重層的な劇世界をスピード感あふれるステージングで展開し、「新鮮さ」と「ノスタルジア」が同居するさまざまなメッセージを発信し続けている。

●新国立劇場で『ピルグリム』を上演されますが、新国立劇場をどのように思われていますか。

世界中どこでもそうだけど、入った瞬間に「あったかいな、包まれているな、人間の顔がするな」という劇場と、「なんかよそよそしいな、ロビーは豪華できれいだし、ゴミも落ちてないし、でもなんか距離を感じるな」という劇場がある。できたときからあったかい劇場なんてない、ゼロといっていいんですよ。

劇場というのは、人間がちゃんと汚していくことで劇場になっていくんです。新国立劇場も小劇場はだんだん、そういうふうになりつつあると思う。お客さんが入ってだんだんいい感じになってきている。この汚れをクレンジングでみがくような逆方向に戻さないで、このままちゃんとやってほしいなって勝手に思っています。

中劇場はまだまだ、ちょっと距離がある感じが正直します。空間的にちょっと広くて、普通の劇場よりは、お客さんとの距離を埋めるためにいろいろな演出上のしかけ、小細工を入れないとだめだろうなという感じはしますね。

●今回の「ピルグリム」は、新国立劇場ならではの豪華なキャストといわれていますが。

多彩なキャストですよ。僕は上手な人とやりたいですね。

テレビで名前が知られている人を持ってくるのは簡単なんだけど、そうするとテレビの人を生身で観るだけの喜びだったりするから、そうじゃなくて、演劇のすごさを知ってもらうためには、やっぱり舞台は上手でないといけない。

それが僕らがいろいろ苦労しているところというか、文化振興のしんどいところです。映像というのはよくしたもので、演技力がなくても、監督さんの力量で切り取ってくれるから、新人でもすごくみずみずしくてよい素材であれば、成立する。

よい悪いではなくて、そういうメディアなんですよね。輝くような手垢のついてない子がスクリーンいっぱいにほほえむと、やっぱり観客はしあわせな気持ちになるし、それでいいわけですよ。

でも、演劇では、下手は一秒でわかる部分の戯曲をちゃんと出していこうというふうに思っています。

●若手の育成についてのお考えは。

今の二〇歳前後から二〇代前半を育てなければいけないんですけれどね。男はへなちょこになりましたね（笑）。女はガッツがあって、怒ってもどなっても次の日になったらけろりとした顔をして平気でやってくるけれど、男はフォローしないと、本当になにか遺書書いて終わるんじゃないかって気がする（笑）。

男は育てづらくなってきましたね。なんでこんなになってしまったんでしょう。昔は男のほうが平気で、女のほうが「言い過ぎたな」と心配する感じだったのに、ここ一〇年くらいで逆転が始まったんじゃないかな。

今やっている活動が二つあって、一つは声と体のワークショップっていう、表現することを楽しんでもらうもの。素人向けだったり、いろいろな自治体に呼ばれたり、親と子のふれあいというようなものをやってくれという依頼もありました。そういうのは楽しんでもらうことがテーマだからいいんです。

んですね。「あのー」って言った瞬間に「ベタ！」ってわかって、「この役者で今から二時間観るのか、ツライナー」って思うことがあります。

舞台でちゃんとできる人を育てるのは、本当に時間もかかるし、金もかかるんですよね。それに、お客さんはわがままだから、舞台で育って上手だけれど観たことがない人はイヤと。そこそこ観たことがあるんだけれど、ちゃんと上手な人じゃないと困ると。そうするともう、本当に苦労しますね。

●『ピルグリム』は再演ですが、再演の意義をどのようにお考えですか。

再演といっても現代劇の場合は、言葉とか状況とかが古びていく。僕はよく新作的再演という言い方をしていたんだけれど、再演とはいっても、違うものになるんですよね。

つまり、設定が江戸時代とか、戦後すぐとかというなら、再演してもなんら変わらない純粋な再演だったりするけれども、僕の書いているのは「今」という時代設定なのです。

初演の時は、伝言ダイヤルというのが流行りだして、見えないネットワークに衝撃を受けていたわけだけれど、それは今なら当然インターネットだったり、出会い系サイトだったりというところもあって、設定を直さなければいけないところもある。

そうはいっても、言いたいことは目に見えるネットワークと見えないネットワークの対比で、どの時代にも道具は違うけど、目に見えないネットワークはあるのです。

それに対してどう思うかっていうことが、芝居のテーマになっているので、根本はあまり変わらないのだけれど、道具を直さないことには観客に伝えることができない内容もある。

再演になったときはやっぱり、俳優さんの特徴が違うわけだから、必要な部分を書き足さないことには成立しなくなるんですよね。最低限これだけはちゃんと伝えておかなければならないことは、書かなければいけない。

でも、僕にとってはそれが「クラシック・シリーズ」で、誰がやっても『ピルグリム』のテイストが伝わる台本にしますっていうこと。だから、書き足していうなという感じはしますね。

もう一つのプロに関する方は、へなちょこで許してる場合じゃないっていうものだから、その見極めがむずかしいのですよね。本当にプロを目指すのであれば厳しくするけど、そうじゃないのだったら表現の楽しさを知ってもらえればいいので、厳しくして演劇を嫌いにはなってほしくない。

今、早稲田大学に教えに行っていて、何人か俳優になりたいという学生もいるんですが、鍛えてなんとかなる根性をもっているかなって思うのは、やっぱり女ですね。「よしよし」ってしなければいけないのは、男なんですね。

●文化に親しむ人の裾野を広げるには。

簡単にいえば、テレビ以外の娯楽をみつけてほしい。面白いものはテレビにはないんだってことを、確認してほしい。

でも、実は、日本のテレビって世界一面白い。特にバラエティなんか、世界一笑いが多い。一番はしゃぎ方がうまくて、うまいってほめるのが当たり前なぐらいうまい。その時間を楽しく「バカだな」とか、「くだらないな」とか思わせながら、笑って過ごさせるということでは、豊かな時代っていうのは、「やることやったんで、今日くらいはぼーっとしておく」っていうものではないでしょうか。

それは物を作るときも同じで、一番やせ細った芝居の現場は、全部スケジュールが決まっている。本当はすごく問題があっても、「スケジュールだから仕方がない」ということになる。

バブル崩壊までというのは、経済原則のためにそういうふうにやってるんだっていうのが大きかったと、僕は思っていて、経済原則が吹き荒れているテレビが一番そういう現場だったわけですよ。

一番遠かったのは演劇だから、「明日やってもいいよ」っていうのがあったけれど、それが気づくと全部時間で区切るようなムダがない現場になりつつあるのです。不況になって、実は状況は悪くなっていますね。

総合的な学習の時間も、ねらいとしては「名づけられないボーッとできる時間」のはずなんだけど、そこで何をしよう、これをしないと取り残されるみたいになっていくと、つまらなくなりますよね。

●子どもたちに文化に親しんでもらえるためにはどうしたらよいでしょうか。

それはやっぱり親ですね。「ようこそ先輩」というNHKの番組をやったあとで、子どものワークショップ依頼が殺到しました。でも、子どもより、親に行ってもらった方が早いと思うんです。子どもが二人いたら、父ちゃん一人に行ってもらった方が、二人分の影響を与えるでしょう。父ちゃんが芝居を観るのが好きだとか、クラシックバレエが好きだとか、帰宅した父ちゃんが今日観てきたパンフレットをわくわくしながらみているとか、そういう親を身近に見ることが、子どもにとって一番の文化教育になります。

両親ともに単調で、ワークショップでも感情や声や表現が単調な親から豊かな子どもが育つわけがない。親がまず、文化の楽しさを子どもに伝えることが大切だと思います。

僕の知り合いの演出家が「ワークショップしてきたんだ」というので「何やってきたんですか」っていったら、「ゼロ歳児のワークショップ」というのです。

「ゼロ歳児のワークショップって何?」っていったら、「実はこれは母親向けなんだ」と。家事をしないでワークショップやカルチャースクールには行きづらいという嫁姑関係がまだあるのですね。そのときに「これは子どもに有効らしいですよ」というと、出してくれる。孫のためにやっているのはエライと評価もあがる。「わがままな嫁」じゃなくて自分を犠牲にしてまで孫にそういう体験をさせようとしているといわれる。

でもやっていることは、お母さんが体をほぐしているのであって、二時間くらいで、育児ノイローゼっぽい人が、すごくおだやかな顔で帰っていくそうです。「ゼロ歳児用」と書くと大義名分がつくから、こちらが言い訳を用意してあげる。

僕も子どものワークショップは忙しくて断っているけれど、企業の部課長向けとかはなるべく行くようにしている。そっちからやっていくほうがいいと思う。もう不況だしヒマだし、企業戦士になる必要もないわけですから。親子でやるというのも引き受けようかなと思っているんです。

子どものためなんだからと、親をまきこめる場を用意してあげるといいんじゃないですかね。

(インタビュー・構成/文化庁長官官房政策課)

才能が一番集まっているのはテレビなのですよね。そこで一日の疲れを解消して終わったりするわけです。

演劇であろうが歌舞伎であろうがオペラであろうが、ライブといわれる、ブラウン管の前でないものに足をのばしてもらうことが大切だと思います。そうするとそこで、何かがみつかるような気がしますね。

作り手側からするとテレビって、お茶の間なわけだから、お茶の間で受けいれられるものには、自ずと制限がすごくあるわけです。お茶の間では見たくないものって世の中に確実にあるわけで、そこから外れた部分で、自分をわくわくさせるものを、ちゃんと持っておかないといけない。そういう体験をすることが、個人を豊かな存在にしていくはずです。

●教育者にアドバイスはありますか。

演劇とか芸術って、ぼーっとしている無駄な時間が人を育てるんですよ。カリキュラムが全部埋まっている時間は物事が進みはするけれども、豊かにはしないんです。

考えてみれば、僕たちの子どものころは、ぼーっとする時間があって、先生が、「やるところまでいったから、今日は何する?」みたいなことがありました。そういう名づけられない時間を持った子どもは、豊かになるんですよ。それがいつのまにか、この時間はこれをしなきゃいけない、となってしまった。時間が全部名づけられて、大人も子どもも囲い込まれた時間だけになってきている。

よく子どもに習いごとをさせている親が、「うちはスイミングスクールへいって、バスケットをやらせて、ダンスもやらせて、自由にやらせてるんですよ」というんだけれど、それは自由じゃなくて、管理する時間を増やしているだけです。

大人でも、「今から飲み会はじめます、七時から九時五八分までの飲み会です」って言われたら、「ふざけるな」ってなるでしょう。その時間盛り上がるぞって言っても、イヤなものが残るわけです。時間を管理することは、その人間を管理できるってことになります。

だから、子どもも、先生も、校長、教頭、教育委員会もガチガチになって、なんでこんなになっちゃったのかな。どこかに根っ子があるはずなんです。たぶん、

牧阿佐美さん

―プロフィール―

まき・あさみ　橘秋子と牧阿佐美バレエ団を設立、プリマ・バレリーナとして数々の作品に主演。橘の没後、牧阿佐美バレエ団主宰者、橘バレエ学校校長。日本を代表する舞踊手を数多く世に送りだす。振付家として活躍の一方、海外より著名な指導者や振付家を招き、国際共同による質の高い舞台制作を手がける。平成11年7月より新国立劇場舞踊部門芸術監督に就任。

●新国立劇場舞踊部門芸術監督としての今後の抱負は。

世界に恥じないバレエ団の公演をしたいと思っていますが、まだ五年しかたっていません。海外で名門といわれている劇場のバレエ団は一〇〇年以上の歴史を持つところがほとんどです。そんななかで一日でも早く、世界と肩を並べられるレベルを目指していきたいと思っています。

ただ、レベルを上げるということは、稽古だけではまったくできないものです。舞台を踏んでいろいろな作品を踊ることによってアーティストとして育ちますから、そういう意味では幅の広いレパートリーを公演していかないといけない。いつも『白鳥の湖』しか踊らない人は、本当に『白鳥の湖』だけで他のものになったらどうやって踊っていいのかわからなくなってしまいます。

そういう意味でやはり、世界の名門の劇場としてやっているバレエ団と同じレパートリーを、徐々にここにも入れ始めています。最初は、ある程度型の決まっているクラシックバレエから始めないと難しかったと思うのですよ。でも、ダンサーも一生懸命ですし、新国立劇場は公演回数が多いですから、だんだんとですが、短い期間にレベルが上がってきました。

ダンサーがいろいろな角度から表現できる経験を経て、その後に日本人が持つ美しさが出てくると思います。今は世界共通の演目をやらないといけません。日本でしかできないものを踊っていても、孤立してしまいます。世界と同じように、いろいろな作品をやっているところです。

テクニックだけでなく、歌うように踊ることができたり、芝居がはっきりわかるように表現できるようになったことが、この五年間の成果だったと思います。やっと国際的な作品をもらってこなせるところまできましたから、少しでも毎回レベルアップするために努力を続けていきたいです。積み重ねてよいものをやっていかないと、バレエというのは貯金ができないのです。常に勉強していかないといけないものですから。それに、世界は先にいってしまう、待ってくれるものではないですからね。

こうして日本を含む多様な作品を上演することが、お客様の要望にお応えする道でもあると思っています。

また、世界の方に「日本に新国立劇場バレエ団というなかなかよいバレエ団がある」と、口にしていただけるようにならないといけない。日本だけで「よかった」「悪かった」と励ましあっていても、何もならないと思うのです。ですから、これから任期二期目の三年間、短い期間ですけれども、それを目指して進めていくことが、私の仕事だと思っています。

●新国立劇場バレエ団の長所は？

やはり劇場がよいですから、装置なども映えます。踊り手もプロフェッショナルとして毎日、朝から晩まで訓練や演技指導も受けてやっていますから、五年前とはまるきり違っています。

日本各地からオーディションにより入団したダンサーたちが、初めから新国立劇場のスタイルを持っていたわけではありませんでした。それが、このごろはバレエ団のスタイルが出はじめて、みんな似た雰囲気になってきました。それがひとつの団体なのです。個性を生かしながら、スタイルがだいぶ確立してきていると思うのです。

外国では、バレエ学校の入学時、親三代の体型を調べてダンサーの適性を見て将来プロとして踊っていけるのかどうかを審査します。

新国立劇場では、なかなかそこまでできませんでしたが、外国から来る先生方も皆、「どうしてこの短い期間にこれだけよいダンサーがそろってきたのか」と誉めてくださいます。

教えるほうも、ダンサーも本当に真剣勝負でやっていますので、国立のスタイルが出てきましたから、これはすごい成長だというふうに私は思っています。

●五年間で観客も変化しましたか？

そうですね。最初は冷たい目で、「どうせ寄せ集めでしょう」と批判的なご意見もあったのですけれども、今は「すばらしいですね」という言葉も多くなりました。観客もよいものを理解してくれるようになってきています。劇場を愛していただいていますし、いろいろな意味で踊り手も観客も育ってきていると思います。

●能楽との共演など、新しい試みもされていますね。

バレエと能楽の共演で『胡蝶』をやらせていただいたのですが、藤田六郎兵衛先生の能管でバレエをどのように振り付けられるか、難しいものがありました。今回、お引き受けしましたのは、お能もバレエも古典であり、文化的背景は違っていても共通するものがあるように思ったからです。

バレエというのはメロディがすごく歌い上げられて、音楽で踊るようになっていますから、オペラの歌に近いのです。能の笛一本というのは、バレエにとっては独特です。フルートならメロディがありますが、能管にはありませんよね。

能管は大変宇宙的な感覚を持っていると感じました。ですから、『胡蝶』という題材による制限がなければ、すごく新しいものが作れると思いました。もう少し感覚的なものでバレエをやるのも、もちろん一晩ものとか、二時間、三時間は無理ですけれども、小品としてやれば、なかなか変わったおもしろいものができるなと。今回の仕事の中で発見したことですね。

●新国立劇場でもバレエ研修所が設立され、若手の育成にあたっておられますが。

すばらしい人間でなければ、人を感動

花の先生に言われると、それがもっともらしく聞こえることがあります（笑）。いろいろな先生方についた方がよいと思っています。

●子どもたちをはじめ、より多くの人に文化に親しんでもらうためには？

本当にバレエ、オペラ、演劇などを理解して、観る力をつけて好きになっていただくということは、子どものときからよいものを見せるしかないです。

前に宝石の鑑定士の方とお話をしたのですが、最初から本物をみせないと、簡単なものは鑑定できても、イミテーションの性能のよいものは本物と区別できないそうです。子どものころから本物に目と身体を通じて触れていれば、本当によいものを見分ける力がつくようになるのです。

ですから、劇場にお子さんがこられればよいと思います。本番のときは大変かもしれないので、リハーサルを見せるのがよいと思います。劇場を見て、舞台を見る前にこれから始まることを説明してもらって、舞台を観て休憩後には、装置転換をして……と。こんなに人が働いて、ます。これだけよいものを作っても、日本人だけで楽しんでもだめで、世界に発信しなければいけないのですね。

地方で『ジゼル』をやったときに、ご家族で初めてバレエを観た方が、「終わって立ち上がれないほどの感動だった。言葉のないものがこれだけ私たちに、悲しみや喜びを伝えるという、嘘みたいな芸術があったことを初めて知りました」と言われました。

ですから、もっといろいろな人に見ていただければ、言葉がないだけに自分の環境なり、自分の発想でつなげられます。言葉がなくても国際的な芸術なので、アジアからいらしても、ヨーロッパからいらしても、ぜひ観ていただきたいと思います。それによって広がっていくのです。

私たち出演者だけが頑張っても、小さな力ですから、みなさんのご支援を今後もますますいただきたいと思っています。

（インタビュー・構成／文化庁長官官房政策課）

させる演技はできないと思います。技術で回った、飛んだといってお客さまがワッと喜ぶことはできても、本当にアーティストになるには精神的にもう少し落ち着いてものが見える人間にならなければいけないと思うのです。

そのために、バレエの稽古はもちろん毎日三時間くらいやるのですが、それ以外にバレエの歴史、音楽などについて学ぶ必要があります。例えば『白鳥の湖』で踊るときに、ここの部分ではどんな楽器がメインなのかなど、先生に教えていただいて勉強しています。

また、踊りの勉強だけでなく、『サロン』を設けまして、各界で活躍されている方々をお迎えして、いろいろなお話をしていただく。舞台芸術の方がほとんどですが、財界の方にきていただいたり、バレエ協会名誉会長の島田先生に、日本のバレエの成り立ちについてお話を聞いたりもしました。

『サロン』は、お話をお聞きするだけでなく、自分から話をする場でもあります。人前に出たら、聞くだけで何も話さないというのではなく、お話ができるように慣れていくことが大切です。心の豊かさ、吸収する幅が出てくることが第一かなと思っています。

研修というのは、即、プロで使えるということです。たくさんの勉強をした後に、アーティストとしての入り口にたどりついたわけです。即、世界的なプリマということは無理で舞台経験がなければいけない。卒業はさせますけれども、オーディションを受けてどうなるかということになります。

研修生が新国立劇場バレエ団のオーディションを受けたときに、二年間どのような勉強をしたのか、みなさんの話を聞いて、心で感じて自分のものになったかが、オーディションの表現の中に出てくると思うのですね。

舞台では指導者が違えば、違うことが要求されます。例えば、同じ「泣く」でもいろいろな泣き方があるし、いろいろな種類の悲しさがあるわけじゃないですか。

研修生には基礎はきちっと入れて、いつでもそれを取り出せる引き出しが持てるような勉強をさせたい。

私が子どものときも、母に何か言われてもきかないのですよ。でも、お茶やおこれだけの人が動かなければ、これだけのものができないことを見せて、また二幕目の見所も説明して見せるという。こうした舞台創り全体を見てもらうことが、観客を広げるという意味で、できたらよいのではと思います。

ただそのためには、会場やスタッフを一日余計に押さえないといけないので、助成金でその部分の補塡が図られると有難いです。

それから、文化庁が舞台芸術について、情報提供の番組があるとよいですね。劇場にしても何にしても、宣伝まで手がまわりません。大きい新聞はニュース性がないと書かない、新人でないと書かない部分があって、宣伝のしようがないですよ。

そこでバレエでも歌舞伎でも音楽でも、いつどこで何をやっていますと、お客さまがその番組を見れば、やっているものがわかるというところがあればいいですね。プログラム紹介のほかに、ときどきインタビューでも、公演でも少し流すものがあってもよいです。

外国だと、国によって文化庁の中に強力な宣伝部があると聞いています。日本でも文化庁の中にそういうところができないかと思っています。

文化庁は、芸術の発展のために多くの支援を行っているのですから、そうした活動をもっと具体的に一般の方々にわかるように、宣伝広報を強力に推し進めていただきたいです。

●今後の抱負をお聞かせください。

舞台芸術は人間の営みのなかでは、なくてはならないものだと思います。舞台芸術を通じて、喜びや哀しみといった深い感動を感じることができます。これは普段の日常生活の中では体験できないことで、人間にとって大切な心を育てるために必要なものです。

ですから、この劇場に来たら、いつでもよいバレエをやっているという状態になればと思います。海外から日本に来られた方に、日本の文化を見せるということで歌舞伎を観ていただくことも大事なのですが、言葉が必要ないバレエは世界共通の芸術なので、バレエを観てもよいわけなのです。

海外からのお客さまに日本のバレエなり、オペラなりをアピールしたいと思い

事例紹介 1

自己表現力を身に付けさせ、生きる力を育てる教育課程の研究開発

「ことばの時間」の構想と展開

鹿児島県鹿児島市立伊敷台小学校

開校記念碑と校舎

1 はじめに

本校は、鹿児島市の北東部に位置する伊敷ニュータウンの中にある創立一〇周年を迎えたばかりの学校である。学級数三〇、一〇五四名の児童が「つよい体に　やさしい心　よく考え　がんばりぬく」という校訓の下、恵まれた環境の中でのびのびと学校生活を送っている。

正門近くにある開校記念碑「夢の里」には、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちのふるさとを創っていこうとする強い意志が感じられる。学校では、一昨年度から「夢の里教育プラン」という本校独自の教育課程を編成し、自己学習力、豊かな人間性、たくましい体力・気力を育んでいくことを目標に、日々研究実践に取り組んでいる。

2 本校の研究について

本校は、開校当初から市や県、九州レベルの研究公開を開催し、常に進取の気風を維持している。平成一三年度からは文部科学省研究開発校の指定を受け、これからの教育課程の在り方について研究を進めているところである。

1　研究開発課題

「自己表現力を身に付けさせ、生きる力を育てる教育課程の研究開発～「ことばの時間」の構想と展開～」

2　研究開発課題設定の理由

○社会生活の変化に伴い、言語生活も変化してきた。言語能力をさらに高める必要がある。

○自己表現に向かうエネルギーとしての自己表現力を育成することが必要である。

○教科ごとに共通性があるにもかかわらず分散して学んでいた内容や資質・能力を統合し、取り立てて学べるようにすることが生きる力の育成につながる。

3　本研究のねらい

子どもたちの生きる力となる自己表現力を育成するために、教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの有機的な関連を図るとともに、自己表現の中核となることばの能力を育成する「ことばの時間」を設け、それらをもとに新しい教育課程の創造を目指すものである。

4　主な研究内容

①小学校児童期における自己表現力の解明

②各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間における自己学習を踏まえた自己表現力の育成

③「ことばの時間」の特設とカリキュラム研究

④自己表現力の基盤となる思考力及び語彙力の向上を目指した研究

5　「ことばの時間」とは

自己表現力を育成するために、各教科等に共通する内容や資質・能力を解明し、それらを統合的に育成することができるような単元をつくり、自らのことばで考え表現することができる力を身に付けさせる時間である。

6　「ことばの時間」の単元開発

①各教科等の内容や資質・能力を分析し、共通しているものや定着が不十分なものなどを洗い出す。

②その中から一つの資質・能力を取り出し、その育成を図るために帰納的に、あるいは演繹的に単元をつくる。

帰納的方法　内容→資質・能力→ことばの時間
（資質・能力をつなぐ）

演繹的方法　資質・能力→内容→ことばの時間
（資質・能力でつなぐ）

③学年の系統性や実施時期を考えた年間計画（単元一覧表）を作成する。

7　「ことばの時間」の学習活動

教科等の中で子どもが学ぶ価値や必要性の感じられることばについての学習課題を設定し、その解決に向けて思考を伴う表現活動を通してことばへの認識を深め、言語生活を豊かにしていくことのできる学習活動を設定する。

8　実践例（三年）

①単元名　心のめいたんてい～解釈する～

②ねらい

推理するときに必要な観点に気づき、相手の言動を支える理由を自分の論理にあてはめて考える際に必要な「解釈する」という資質・能力を養うことをねらいとする。

③単元構成（指導過程）全三時間

主な学習活動	時数
1　絵を見て、主人公の気持ちを考える。 2　どんなことを手がかりにして考えると主人公の気持ちが分かるか話し合う。 3　学習課題をつくる。 心の名たんていになるには、どうしたらよいのだろうか。	1
4　絵を見て、解釈するための視点を見つける。 ①指定されたものに注目する。 ②まわりの様子から関係づける。 5　写真を見て、前時で見つけた視点をもとに推理し、自分の考えたことを相手に分かりやすく伝える表現方法を考える。 ③自分の身に置き換える。 6　友達の描いた読書感想画を見て、相手の絵に対する気持ちを自分のことばで発表する。 7　自分の考えと相手の考えを確認し、解釈できていたか話し合う。 8　単元の活動を振り返り、学習のまとめをする。 いろんな見方でみるといいんだな。そうすると、相手の気持ちも分かってうれしいなあ。	1
9　研究の成果と課題	1

○自己表現力を身に付けるために、各教科等において育成すべき内容や資質・能力が明確になりつつある。それに伴い自己表現力を重視した授業を展開できるようになってきた。

○「ことばの時間」の特設によって、自己表現力の基盤が育てられつつある。

○さらに単元開発を行い、系統性を考えた年間計画を作成する必要がある。

友達の読書感想画を見て解釈

3 おわりに

研究も軌道に乗り、平成一五年二月二一日には中間発表会を予定している。今後も研究を推進し、成果を生み出していきたい。

（教諭　西　浩一）

事例紹介 2

演劇教育をとおして豊かな情操を育成

兵庫県立宝塚北高等学校

歌劇の町、兵庫県宝塚市にある県立宝塚北高等学校には、公立学校では全国初の演劇科がある。昭和五三年の「高等学校学習指導要領」の改訂により「演劇に関する学科」の設置が認められたことを機に、兵庫県では、昭和六〇年四月、宝塚北高等学校創設と同時に「演劇科」を設置した。

本校の特色は、職業俳優の育成ではなく、高校生として基本的な学習を行いながら、さらに演劇に関する専門の科目を学び、調和のとれた、健全な、より望ましい人格の育成をねらいとしている。また、演劇の専門科目及び、劇づくりを通して「正しい言葉」「美しい動作」「豊かな表現」等の表現力を総合的に陶冶するとともに、情操を豊かにし、創造性と協調性を養い、あらゆる芸術に対して理解と愛情を示し、芸術文化の発展に寄与する人間を育成しようとするものである。

クラシックバレエの授業

1 専門科目の内容

●劇表現
アクセントや発声、体の動きなどの基礎訓練、演技の基本となることがらの学習

●伝統芸能
日本の伝統芸の学習、実技訓練

●舞台技術
舞台の装置、美術、照明、音響効果、衣装、化粧などの学習、制作

●舞踊
クラシックバレエやダンス、日本舞踊などの舞踊の学習

●演劇論
演劇に関する基礎的な知識についての学習

●演劇史
基礎的・基本的な演劇の歴史の学習

●作品研究
古典、近現代の代表的な戯曲の読解など

2 特別講義等

●集中講義
大学教授、劇作家、演出家、芸能人を招いた集中講義

●校外学習
観劇や見学の機会

●卒業公演
三年間の学習の集大成としての卒業公演

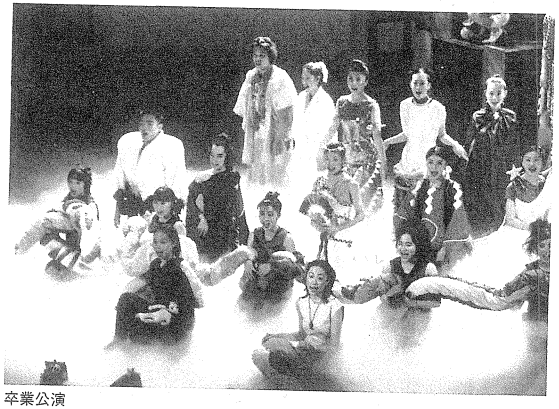
卒業公演

表1　教育課程(平成14年度)

教科	科目	学年／単位数	1年	2年	3年	合計単位数
国語	国語Ⅰ		4			
	国語Ⅱ					
	現代文		・	2	2	
	古典Ⅰ			2		
	古典Ⅱ				3	
地理歴史	世界史B			2	1	
	日本史A				2	
公民	現代社会		2			
数学	数学Ⅰ		2	2		
理科	化学ⅠA				2	
	生物ⅠA		2			
保健体育	体育		2	2	2	
	保健		1	1		
芸術	音楽Ⅰ		2			
	音楽Ⅱ			2		
外国語	英語Ⅰ		3			
	英語Ⅱ			2	2	
	O・CA		2			
	ライティング			3		
	リーディング				4	
家庭	家庭一般		2	2		
演劇	演劇論		2			
	舞踊		2	3	5	
	伝統芸能		2	1	1	
	劇表現		2	4	4	
	作品研究				選2	
	舞台技術			2	※	
	演劇史					
ホームルーム			1	1	1	31
合計単位数			31	31	31	

※は世界史の中で履修

表2　演劇科の進路状況
(平成14年3月卒業生)

国公立大学	5
私立大学	19
公立短大	0
私立短大	5
専修学校	3
劇団・養成所等	3
留学	2
就職	0
浪人	3
計	40

3 演劇科の施設・設備

演技や舞台技術の実習を行うことができる「アポロンホール」、小公演やバレエのレッスンに適した「多目的ホール」、野外小劇場として利用できる「野外ステージ」など。

4 志願者推移

入学志願倍率は県下トップである。入試選抜方法は全員推薦入学で、書類審査ならびに面接、適性検査を行う。

適性検査では、小論文(作文)、言語表現(朗読)、身体表現(リズム感や柔軟性の検査)、歌唱を行う。

(校長　橋口　誠)

〈コラム〉
演劇を志す若い人たちへ
劇作家・大阪大学名誉教授　山崎正和氏

きみたちは、よい日本語を身につけなければならない。たくさんの言葉を、場所にあわせて正しく使い、はっきりした声で、聞く人の身になって語るのが、演劇のせりふだ。

きみたちは、健康なからだを鍛えなければならない。正しい姿勢でしなやかに動きはつらつと、しかし騒がしくなく、粘り強く動き続けるのが、俳優の資格だ。

きみたちは、人と協調できる心を養わなければならない。ひとつの気持ちを分けあって感じ、人よりも先に動き、めだちたがらず、お互いの違いを認めあい、二つの力を合わせ三つの力にするのが、劇場だ。

きみたちは、ひとりで耐える自分を磨かねばならない。たくさんの人の前で、たくさんの眼に見つめられ、失敗をしても恥をかいても、だれのせいにもせず、ひとりで知恵を働かせるのが、舞台の務めだ。

そして、何よりも、きみたちは熱い情熱を持たねばならない。人に命じられたり頼まれてでなく、自分の仕事は自分で選んだという覚悟があれば、きみたちはきっと劇場をわがものとし、いや、それよりももっと大きな世界にはばたくことができるだろう。

事例紹介 3

東京芸術大学における新たな取組について

東京芸術大学

1 沿革

東京芸術大学は、明治二〇年一〇月に設立された東京美術学校及び東京音楽学校を母体に、昭和二四年五月学制改革により新制大学として設置された。日本の芸術文化の創造と芸術家の育成のため、広く芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門芸術の技能、理論及び応用の教授ならびに研究を実施し、美術分野及び音楽分野のそれぞれの優れた専門家、すなわち芸術家・研究者を社会に送り出すなど社会的・国際的に大きな役割を果たしてきた。

2 本学の現況

本学は美術学部及び音楽学部の二学部で、それを基礎とする大学院研究科を有する唯一の国立の芸術系大学である。在籍学生は三〇〇〇名あまりである。

美術学部は、絵画科、彫刻科、工芸科、デザイン科、建築科、先端芸術表現科及び芸術学科の七学科であり、入学定員は二四〇名である。大学院美術研究科の入学定員は、修士課程一四八名、博士課程二五名である。

音楽学部は、作曲科、声楽科、器楽科、指揮科、邦楽科、楽理科及び音楽環境創造科の七学科であり、入学定員は二三七名である。大学院音楽研究科の入学定員は、修士課程九九名、博士課程一五名である。音楽学部には、このほかに別科（入学定員五〇名）及び附属音楽高等学校（入学定員四〇名）がある。

3 新しい人材養成の取組

次に、本学における新学科等の取組を紹介したい。

平成七年四月には、美術研究科に既設の専攻と研究機関との連携協力をもとに、独立専攻「文化財保存学」（博士課程）が設置された。本専攻は文化財の保存に関し、「技術、科学、理論」の三つの側面から、文化財の美的価値を判断できる審美的能力、構造と材質を究明する能力、環境の及ぼす影響とその防除に関する科学的能力、自然や社会の状況等歴史的観点から判断する美術史的能力、文化財の構造の理解と技術に裏づけられた修復の能力など高度の判断能力を備えた人材の育成を目指すものである。

平成一一年四月には、美術学部に「先端芸術表現科」が取手校地に設置された。本学科は高度情報化時代の到来とともに、新しい芸術表現領域と研究領域が生まれ、マルチメディアを初めとする情報化社会に対応できる、電子技術をも駆使した芸術表現ができる芸術「芸大の新しい顔」としての役割を果たしている。

奏楽堂では、オペラ、オーケストラ、邦楽の定期演奏会をはじめショパン連続演奏会、『熊野』『あだ』等の邦楽（創作）オペラなど本学の企画による演奏会が開催されている。また、平成一四年秋に開催した芸大定期オーケストラ公演は、明治三一年東京音楽学校において第一回演奏会から数えて三〇〇回を記念する定期演奏会となった。

大学美術館においては、平成一一年秋の開館展『芸大美術館所蔵名品展』は三〇万人を超える入場者があった。その後『日本画の一〇〇年展』『二〇年後の間展』『甦る日本画展』『デザインの風展』『油画を読む展』『アフガニスタン悠久の歴史展』等の企画展が開催された。また、大学美術館の収蔵品による名品展、教官・学生の創作活動を展示公開する退官展、卒業・修了制作展などが開催されている。これらの公開展示は本学大学美術館ならではのユニークかつ芸術性の高い企画である。大学美術館開館三周年記念展として平成一四年秋に開催した『ウィーン美術史美術館展』において、開館以来の入館者は一〇〇万人を数えた。

なお、両施設では、その運営について広く意見を求めるため、外部の有識者による評議員会が設けられている。（総務課長　篠田　清）

家の育成を目指すものである。

さらに、平成一四年四月には、音楽学部に「音楽環境創造科」が取手校地に設置された。

二〇世紀後半からの社会の変化は目覚ましく、特にテクノロジーの進歩による情報産業、音楽産業の変革スピードは驚嘆すべきものがあり、それに伴って音楽芸術の在り方まで大きな変貌を遂げてきている。音楽学部はこうした激しい社会変化に対応し、新たに映像・身体表現あるいは先端的なテクノロジーと結びついた音楽芸術の可能性を追求する音楽・音響デザイン領域及び音楽環境創造領域に関する人材の育成を図ることになった。

新しい人材養成の取組に関するこれらの特徴を持った教育研究は、東京芸術大学のこれまでの蓄積の上に実現されたものである。

なお、本学では将来構想として、芸術分野における人材養成として今まで本学に欠けていた映像・舞台芸術分野の設置の可能性について検討しているところであり、平成一四年一〇月より三年間の計画で大学院レベルの実験授業を開始した。

4 創作・演奏活動の取組

東京芸術大学では、芸術教育研究の場であると同時に、教官・学生にとって創作・演奏の発表の場である「奏楽堂」と「大学美術館」が平成一〇年から相次いで設置された。この両施設は発足以来の多岐にわたる活動により、

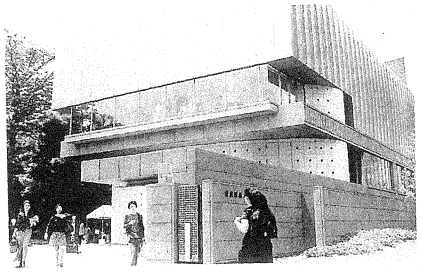

大学美術館

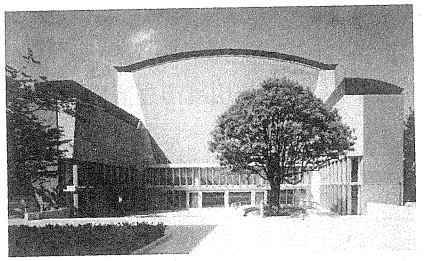

奏楽堂

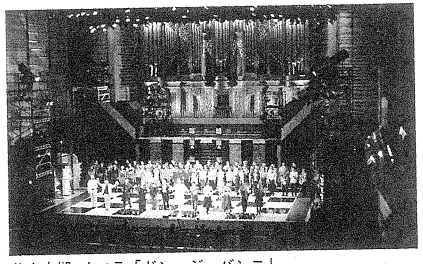

芸大定期・オペラ「ドン・ジョバンニ」

事例紹介 4

学校と博物館のよりよい関係づくりを目指して

川越市立博物館

今春からの総合的な学習の時間の全面実施は、博物館にもさまざまな影響を与えている。例えば、利用形態では従来の学年全体からクラス単位、四、五人のグループ単位での利用へと変わってきている。また、同一校、同学年の利用であっても、取り組んでいるテーマが違い、調べる対象も多様である。館職員へのインタビュー、児童・生徒のみによる来館、電話による問い合わせなども多く、館側のマンパワーの不足も含め、対応に苦慮する場面も少なくない。

今後、学校教育による児童・生徒の来館対応はますます多様化・個別化すると考えられ、博物館、学校の相互理解を含め望ましい関係作りが重要な課題としてあげられる。加えて、学校週五日制対応として「児童・生徒に豊かな体験の場」を提供する博物館としての役割も強く求められている。

そこで、当館では「平成一四年度川越市教育委員会教育行政の方針と重点」を踏まえ、学校・家庭・地域社会が一体となって児童・生徒に生きる力を育成することを基本とし、「学校もプラス、博物館もプラス」「共有、協働を通じて、互いを理解し合う」を重点に、博物館と学校との取組の見直しを始めている。以下、その事例を紹介する。

1 総合的な学習の時間 利用申込書の作成

市内、近隣市町村の学校に利用申込書の書式を配布し、博物館に提出することで入館料免除扱いとした（当日児童・生徒が持参しても可）。このことにより館側も学習の内容を知ることができ、学校に事前・事後に必要な情報等をEメールで提供できるようになった。なお、この書式は市のホームページからもダウンロードできる。

AETと博物館で英語遊び

2 基礎的・基本的な内容の定着を促す博物館活用の研究

学校では、各教科の基礎的・基本的な内容の確実な定着が課題となっている。このため「多くの時間を割いて博物館に行く意義があるのか」といった教員の厳しい意識もある。そこで、博物館利用研究委員会（小・中学校教員・館職員二四名で構成）では、博物館や地域の文化財を活用し、各教科の基礎的・基本的な内容を確実に定着できる実践事例を研究している。その研究成果は、学校教育のための博物館活用の手引き「やまぶき」第九集として本年度末に刊行する予定である。

3 博物館ホームページの開設・Eメールの活用

学校での学習と博物館での学習がつながりを持って学習できるよう児童・生徒用博物館ホームページを開設した。また、掲示板・Eメールにより質問に答えたり、学校・博物館相互の学びを生かす機会となる土曜体験教室や展覧会等の情報を各学校へ定期的に提供したりして、児童・生徒の参加を促している。

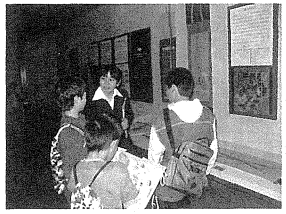

大学生と一緒に学習

4 学習アドバイザー・ボランティアの活用

当市では、市内の小・中学校の社会科、総合的な学習の時間で博物館活用を支援するために、市費でバスを借り上げ、学校に配車する施策を続けている。また、児童・生徒の学びの質を高める上で、館に配属されている指導主事を中心に教員との事前打ち合わせにも多くの時間をかけている。さらに近年では児童・生徒の学習支援として、社会科の教員を志望する埼玉大学の学生に学習アドバイザーを依頼している。これは大学のフレンドシップ事業の一環であるが、学生にとっては就職に向けての貴重な体験の場となっている。

また、学校週五日制対応として、土曜体験教室の実施回数を月二回に増やした。このため内容の充実とマンパワーの補充が課題であったが、社会教育を勉強する埼玉大学の学生による企画運営での協力、博物館利用研究委員の先生方のボランティアによる協力、社会奉仕体験の場として今年度から導入した子どもボランティア（近隣の小学校高学年を対象）の協力などにより、課題は解消されつつある。加えて、ボランティアにとっては博物館や博物館の事業を理解する場、自分の学びを生かす場として効果があがっている。

5 学校での学びを博物館に生かす、博物館での学びを学校に生かす

博物館利用研究委員の協力により「博物館で英語遊び」、「博物館カルタ作り」などの夏休み体験教室を開催した。総合的な学習の時間の中で、英語活動や地域のよさを見つける活動が多くの学校で取り上げられていることもあり、参加者に好評であった。また、当博物館文化祭に併せ、「川越っ子　発見伝」と称し、総合的な学習の時間で調べた地域の文化や歴史をテーマとした作品を募集し、ギャラリーに展示し紹介した。さらに本年度より郷土川越を愛する児童・生徒の育成を目指し、市内教員の博物館理解、川越の歴史や文化の理解を深める「ティーチャーズセミナー」の開催を始めた。

以上簡単ではあるが、取組の一端をここに紹介した。まだまだ課題は山積みである。今後もこれからの時代を生きる子どもたちのために、着眼大局、着手小局をもって博学連携・融合を推進していきたい。

（教育普及係長　平岡　健）

事例紹介 5

芸術文化創造の拠点施設としての取組

地域に根づいた文化振興を目指して

愛知県愛知郡
長久手町文化の家

1 文化の家の取組

長久手町文化の家は平成一〇年七月に開館し、今年で五年目を迎える。「文化の家」という名称は、町民全体の我が家になってほしいという願いと、二〇世紀中ごろにフランスで起きた地方からの文化発信活動〝文化の家運動〟にちなんで名づけられた。文化の家は従来の文化会館と違い、鑑賞・学習・創造の有機的な関連づけを目指して、二つのホール空間に並置して「アートリビング」と呼んでいる音楽室や舞踊室、講義室など一六の芸術文化活動空間を備えている。

ホール空間では、年間約四〇本の自主事業をおこなっている。自主事業は、オペラ歌手を目指す新進声楽家を対象に、本町の音楽文化への貢献とオペラ界の活性化を目的におこなう「長久手オペラ声楽コンクール」、地域で活動する劇団を招へいして集中的に公演・ワークショップをおこなう「長久手町地域演劇祭」、オペラに親しんでもらうため説明を加えながら演奏する「オペラレクチャー・コンサート」などの自主企画・制作事業を中心に展開している。既存団体の買い公演に関しては、公開レッスンや講座、ワークショップ、展示会など積極的に関連事業を設け、アウトリーチ活動にも力を入れている。

アートリビングでは、「長久手町文化の家アートリビング講座」をおこなっている。アートリビング講座は、クラシックバレエやバイオリン、陶芸、戯曲セミナーなど半年から一年という長期的におこなうものと、ホールでおこなわれる自主事業に関連しておこなう短期講座があり、平成一三年度には合わせて三五本の講座をおこなった。長期講座では、年度末に講座の成果を発表する「アートリビングレンズ」は盛んな活動を展開している。フレンズは、文化の家がおこなう自主事業などの鑑賞機会をとおして会員同士の親睦を図るという単なる鑑賞組織にとどまらず、文化の家の自主事業の際にチケットもぎりや会場案内をおこなって事業にも参加している。さらに年に二回程度ホール公演を自ら企画・実施し、フレンズの自主事業もおこなっている。

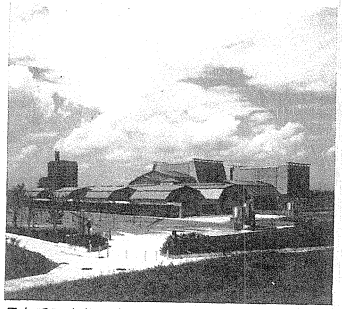
長久手町文化の家全景

このほかに文化の家では、地域住民が自主的に鑑賞事業を企画、実施する「事業倶楽部事業」制度を設けている。これは、文化の家が会場提供や広報活動の面から支援しながら、地域の文化活動を担う人材を育成しようとするもので、これまで年に二~三本ずつおこなわれている。

また、年に一度、アートリビングを利用して活動している団体や個人が一堂に会し、活動の成果を披露する「長久手町文化の家フェスティバル」をおこなっている。この催しは、異なるジャンルの利用者が交流を深める場としてだけでなく、これから何かを始めようとしている人たちへの刺激にもなっている。現在は、文化の家職員の主導で催されているが、近いうちに利用者の実行委員会形式でできるようにしていきたいと考えている。

現在、本町にある愛知青少年公園を主会場におこなわれる「二〇〇五年日本国際博覧会」を機に、県内の市町と「文化ホールネットワーク」を立ち上げている。近隣市町との連携を深めることで広域的な住民の交流も図りながら、地域文化振興の担い手としての役割を果たしていきたい。

（事業係　若杉玲子）

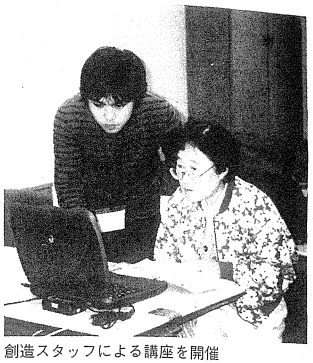
創造スタッフによる講座を開催

2 地域住民との連携

文化の家を支援する住民組織「文化の家フ

育もうと結成された。現在、約二五人が年一回の定期公演のほか、町の高齢者を対象におこなう「長生学園」に出演したり、地域演劇祭にホスト劇団として出演したりしている。今年度の「長生学園」では、アートリビング講座の戯曲セミナーで学ぶ劇団員が中心となって書き上げた作品を上演し、大変好評であった。合唱団は、現在、約六〇人の団員を持ち、劇団と同じく年一回の定期公演のほか、「長生学園」への出演や月に一回、近隣の福祉施設においてボランティアで公演をおこなっている。またオペラレクチャー・コンサートに出演し、演技を伴ったオペラに取り組むなど積極的な活動をおこなっている。

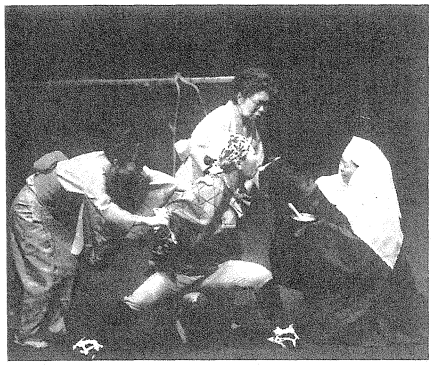
町劇団座★NAGAKUTE公演『死神お七』

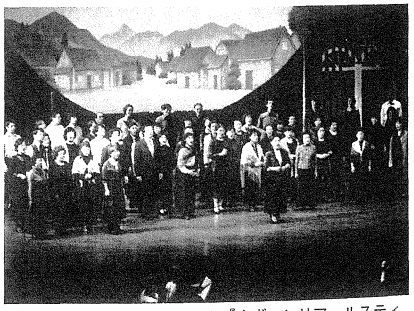
オペラレクチャー・コンサート『カヴァレリア・ルスティカーナ』に出演する町合唱団ニューセンチュリーコーラスNagakute

基本方針

文化芸術の振興に関する基本的な方針

平成一四年一二月一〇日閣議決定

まえがき

平成一三年一二月、文化芸術振興基本法（平成一三年法律第一四八号）（以下「基本法」と言う。）が施行された。

この基本方針は、基本法第七条第一項の規定に基づき、今後おおむね五年間を見通し、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るために定めるものである。

本基本方針の第1においては、文化芸術の振興の基本的方向として、文化芸術の振興における国の役割を明らかにするとともに、特に重視すべき方向性と留意すべき事項について定めている。第2においては、第1の基本的方向を踏まえて講ずべき基本的施策について定めている。

なお、本基本方針は、諸情勢の変化や、施策の効果に関する評価を踏まえ、柔軟かつ適切に見直しを行うこととする。

第1 文化芸術の振興の基本的方向

1 文化芸術の振興の必要性

文化は、最も広くとらえると、人間が自然とのかかわりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活にかかわることのすべてのことを意味するが、文化を「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」という側面からとらえると、その意義については、次のように整理することができる。

①人間が人間らしく生きるための糧

文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、豊かな人間性を涵養し、創造力をはぐくむものである。豊かで美しい自然の中ではぐくまれてきた文化は、人間の感性を育てるものである。

②共に生きる社会の基盤の形成

文化は、他者に共感する心を通じて、人と人とを結び付け、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであり、人間が協働し、共生する社会の基盤となるものである。

③質の高い経済活動の実現

文化の在り方は、経済活動に多大な影響を与えるとともに、文化そのものが新たな需要や高い付加価値を生み出し、多くの産業の発展に寄与し得るものである。

④人類の真の発展への貢献

科学技術や情報通信技術が急速に発展する中で、倫理観や人間の価値観にかかわる問題が生じており、人間尊重の価値観に基づく文化の側からの積極的な働き掛けにより、人類の真の発展がもたらされる。

⑤世界平和の礎

文化の交流を通じて、各国、各民族が互いの文化を理解し、尊重し、多様な文化を認め合うことにより、国境や言語、民族を超えて、人々の心が結び付けられ、世界平和の礎が築かれる。

このような文化の意義にかんがみると、文化の中核を成す芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、国民娯楽、出版物、文化財などの文化芸術は、芸術家や文化芸術団体、また、一部の愛好者だけのものではなく、すべての国民が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、この意味において、文化芸術は国民全体の社会的財産であると言える。

したがって、個人、民間企業・団体等、地方公共団体、国などそれぞれが、自らが文化芸術の担い手であることを認識し、相互に連携協力して、社会全体で文化芸術の振興を図っていく必要がある。

2 文化芸術の振興における国の役割等

(1) 国の役割

文化芸術活動は、国民がこれを通じて創造性を発揮し、培い、個性を伸長し、自らの啓発を図ろうとする自発的、自主的な営みであり、文化芸術の享受もまた、国民自らに帰するものである。

この点を踏まえ、文化芸術の振興における国の役割は、文化芸術活動の主体である国民の自発的な活動を刺激し、伸長させるとともに、国民すべてが文化芸術を享受し得るための諸条件を整えることを基本とするものである。

このため、国は、自ら諸条件の整備を図るとともに、地方公共団体の取組を促進し、また、個人や団体の活動としての限りがあるところに必要な手を差し伸べることなどにより、全体として文化芸術の振興が図られるよう所要の措置を講じていく必要がある。

このことを前提としつつ、国の役割を整理すると、「文化芸術の頂点の伸長」と、「文化芸術の裾野の拡大」を基本とし、「文化遺産の保存と活用」、「文化芸術の国際交流」及びこれらを支える「文化基盤の整備」に集約される。

このような取組を推進することにより、新たな文化芸術が創造され、それが将来的に我が国の顔として、世界に親しまれる文化芸術となり、世界の文化の発展に資するよう努めていく。

(2) 重視すべき方向

上記(1)の国の役割を踏まえ、将来の我が国の顔となる文化芸術を創造していくため、次の事項を重視して、取り組んでいく。

Ⅰ 文化芸術に関する教育

国民が、文化芸術に対する関心と理解を深め、自らを含む社会全体がその担い手であるという意識を持って、文化芸術を創造し、享受していくためには、その基礎となる豊かな感性や創造性をはぐくむとともに、文化芸術に触れ、親しむことができる教育環境づくりが重要である。

家庭、学校、地域が連携して、自然、歴史、伝統、文化に対する関心や理解を深め、尊重する態度を育て、豊かな人間性を涵養することが大切である。

特に、学校教育においては、子どもたちが優れた文化芸術に直接触れ、親しみ、創造する機会を持つことができるよう、創造的な体験の機会の充実を図る必要がある。同時に、教員一人一人が豊かな感性と幅広い教養を持ち、自己啓発に努めながら、教育活動を展開することにより、学校教育活動全体をより文化的なものとしていく必要がある。

Ⅱ 国語

国語は、長い歴史の中で形成され

てきた国の文化の基盤を成すものであり、また、文化そのものでもある。

同時に、国語は、我が国の先人たちの築き上げてきた伝統的な文化を理解し、考える力や表現する力を培い、豊かな感性や情緒を備え、幅広い知識や教養を持つために不可欠なものであり、今後の文化の継承と創造に欠くことができないものである。

このような国語の重要性にかんがみ、国民一人一人が、国語についての認識を深め、生涯を通じて国語力を身に付けていく環境を整備する必要がある。

特に、学校教育全体を通じて、国語力を向上させる取組が十分に行われるよう努めるとともに、家庭や地域などにおいて国語についての意識を高めていく必要がある。

Ⅲ 文化遺産

長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた国民の貴重な財産である有形・無形の文化遺産は、我が国の歴史、伝統、文化等の理解のために欠くことができないものであると同時に、将来の文化の向上、発展の基礎を成すものである。

近年の急激な社会構造の変化の中で、文化遺産を現代に生かす保存とその適切な活用の在り方を踏まえながら、実効性のある保存、活用のための方策について検討を進める必要がある。同時に、文化遺産の修復及び保存伝承のための基盤の充実、文化遺産についての体験学習の機会や文化遺産に関する普及啓発活動の充実などに積極的に取り組む必要がある。

Ⅳ 文化発信

優れた伝統を生かしつつ、個性ある我が国の文化を育て、世界に発信していくことが重要である。

そのためには、まず長い歴史や伝統の中で、諸外国との文化交流を図りつつ、形成されてきた我が国の文化についてよく知り、理解を深める必要がある。自己の文化について理解することは、他の文化に対する寛容や尊重の気持ちをはぐくむことにつながるものである。

その上で、我が国の文化を、伝統文化から現代文化に至るまで、総合的かつ積極的に発信していく必要がある。このことは、我が国の文化が国際的に多様な刺激を受けて、新たな創造を加えつつ発展していく上で重要であるのみならず、国際社会における我が国の文化的地位を確かなものにし、世界の文化の発展や人類への貢献となるものである。

Ⅴ 文化芸術に関する財政措置及び税制措置

文化芸術については、社会全体でその振興を図っていく必要があるが、そのための方策として、フランスに代表される国による支援が中心の場合と、アメリカ合衆国に代表される民間による支援が中心の場合がある。我が国の文化芸術の振興の取組や文化芸術活動の状況等を踏まえると、国及び民間が双方の立場から文化芸術の振興を展開していく必要がある。

このため、国及び民間双方による支援をより一層効果的なものとしていくことが不可欠であり、厳しい財政事情の下で適切な評価を行い、支援の重点化、効率化を図りつつ、必要な財政上の措置を講ずるとともに、税制上の措置等により文化芸術活動に対する民間からの支援の促進を図っていく。

(3)地方公共団体及び民間の役割

地方公共団体は、自主的かつ主体的に、国との連携を図りつつ、それぞれの地域の特性に応じて、多様で特色ある文化芸術を振興し、地域住民の文化芸術活動を推進する役割を担っている。

地方公共団体が、文化芸術の振興を図るに際しては、それぞれの文化芸術の振興のための基本的な方針等に基づき施策を進めることや、広域的な視点から、各地方公共団体が連携して文化芸術の振興に取り組むことが望まれる。

また、個人や民間企業・団体等の文化芸術活動への支援は、自発性に基づくものであり、国民が文化芸術を大切にし、育てる意識の拡大につながるものである。また、国や地方公共団体の支援に比べ、自由で選択的な配慮が働き、文化の多様性に資することになるものである。民間からの支援を助長し、誘導するための条件整備や、機運の醸成が図られ、民間からの支援が拡大されることが望まれる。

3 文化芸術の振興に当たっての基本理念

文化芸術の振興に当たっては、基本法第二条に掲げられた次の八つの基本理念にのっとり、施策を総合的に策定し、実施する。

①文化芸術活動を行う者の自主性の尊重

文化芸術の振興のための施策を講ずるに当たっては、各施策の枠を越え、横断的に以下の事項に留意して、取り組む。

(1)芸術家等の地位向上のための条件整備

芸術家等（基本法第二六条に規定する「芸術家等」を言う。以下同じ。）が活発な創造活動を行い、優れた文化芸術を国民が享受するとともに、新たな芸術家等が育成されていくためには、芸術家等がその能力を向上させ、十分に発揮でき、安全で安心して活動に取り組める環境を整備することが重要である。

芸術家等や文化芸術団体などの取組と連携しつつ、芸術家等の創造活動のための諸条件の整備や、芸術家

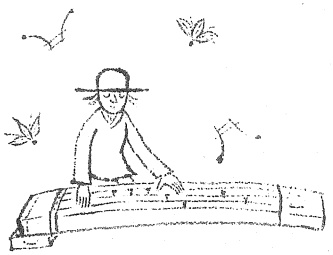

②文化芸術活動を行う者の創造性の尊重及び地位の向上

文化芸術は、活発で意欲的な創造活動により生み出されるものであることを踏まえ、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力を十分に発揮されるよう考慮する。

③文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境の整備

文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、全国各地で様々な優れた文化芸術活動が行われるよう、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備を図る。

④我が国及び世界の文化芸術の発展

優れた文化芸術は、国民に深い感動や喜びをもたらすとともに、世界各国の人々を触発するものであることを踏まえ、我が国において文化芸術活動が活発に行われるような環境を整備する精神活動及びその現れであることを踏まえ、文化芸術活動を行う者の自主性を十分に尊重する。

⑤多様な文化芸術の保護及び発展

人間の精神活動及びその現れである文化芸術は多様であり、こうした多様な文化芸術の共存が文化芸術の幅を広げ、その厚みを加えるものとなることを踏まえ、多様な文化芸術を保護し、その継承・発展を図る。

⑥各地域の特色ある文化芸術の発展

各地域において人々の日常生活の中ではぐくまれてきた多様で特色ある文化芸術が我が国の文化芸術の基盤を形成していることにかんがみ、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展を図る。

⑦我が国の文化芸術の世界への発信

我が国と諸外国の文化芸術の交流や海外の文化芸術への貢献が、我が国の文化芸術のみならず、世界の文化芸術の発展につながることにかんがみ、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図る。

⑧国民の意見の反映

文化芸術の振興のためには、文化芸術活動を行う者その他広く国民の理解と参画を得ることが必要であることを踏まえ、文化政策の企画立案、実施、評価等に際しては、可能な限り広く国民の意見を把握し、それらが反映されるように十分配慮する。

4 文化芸術の振興に当たって留意すべき事項

文化芸術の振興のための施策を講ずるに当たっては、各施策の枠を越え、横断的に以下の事項に留意して、取り組む。

(1)芸術家等の地位向上のための条件整備

芸術家等（基本法第二六条に規定する「芸術家等」を言う。以下同じ。）が活発な創造活動を行い、優れた文化芸術を国民が享受するとともに、新たな芸術家等が育成されていくためには、芸術家等がその能力を向上させ、十分に発揮でき、安全で安心して活動に取り組める環境を整備することが重要である。

芸術家等や文化芸術団体などの取組と連携しつつ、芸術家等の創造活動のための諸条件の整備や、芸術家

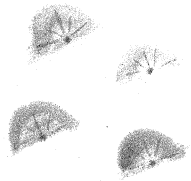

等に対する積極的な顕彰等を行い、芸術家等の社会的、経済的及び文化的地位の向上に努める。

(2)国民の意見等の把握、反映のための体制の整備

文化芸術は、国民すべての生活や社会の在り方に深くかかわるものであることから、文化芸術の振興に関する政策の形成に当たっては、より多くの国民の意見等を集約し、反映させていくことが重要である。

文化芸術の振興のための基本的な政策の形成や、各施策の企画立案、実施、評価等に際して、芸術家等や学識経験者のみならず広く国民の意見等を十分に把握し、それらが反映される体制の整備に努める。

(3)支援及び評価の充実

文化芸術活動に対する支援については、公正性及び透明性が確保され、国民の理解を得ることができるよう、施策の目的に応じ、適切な審査方法及び評価に従って実施し、その結果を公開する。また、支援に際しての評価の方法について、文化芸術の各分野の特性を十分に踏まえ、定量的な評価のみならず、定性的な評価を含む適切な評価方法を開発、確立していく。

さらに、より効果的な支援を行うため、支援の仕組みや方法などの在り方及び多様な手法の活用について検討を進める。

なお、公的な支援を受けている芸術家等や文化芸術団体に対しては、その活動成果等の積極的な国民への還元や、適切な情報公開、鑑賞者等の拡大や効果的な運営などの努力を求めていく。

第2 文化芸術の振興に関する基本的施策

第1の「文化芸術の振興の基本的方向」を踏まえ、国は、以下のような施策を講ずる。

1 各分野の文化芸術の振興

文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、基本法に例示されている文化芸術の分野のみならず、例示されていない分野についてもその対象とし、基本法における例示の有無により、その取扱いに差異を設けることなく取り組んでいく。

(1)芸術の振興

多様で豊かな芸術を生みだす源泉である芸術家や文化芸術団体等の自由な発想に基づく創造活動が活発に行われるようにするため、次の施策を講ずる。

・「文化芸術創造プラン（新世紀アーツプラン）」の推進等により、我が国の芸術の向上の直接的な牽引力となる創造活動に対して重点的に支援を行い、世界に誇れる文化芸術活動を伸長する。

・広く優れた芸術を創造し、国民に親しまれるようにするため、地方公共団体や関係団体の取組にも留意しつつ、幅広い文化芸術団体の活動に対し、「芸術文化振興基金」などによる助成を行う。

・優れたメディア芸術作品に対する発表や顕彰の場であるメディア芸術祭等の充実を図る。

(2)メディア芸術の振興

近年の情報通信技術等の進展に伴い、メディア芸術は、広く国民に親しまれ、新たな芸術の創造や我が国の芸術全体の活性化を促すとともに、諸外国に対して文化芸術のみならず、我が国への理解や関心を高める媒体ともなっていることを踏まえ、次の施策を講ずる。

・メディア芸術の一層の振興を図るため、多元的な資金の導入、関連拠点の整備などメディア芸術に係る人材養成から製作、保管、利活用までを一体的に進める方策について検討を行う。

・メディア芸術作品の製作・上映等への支援、漫画、アニメーションなどの海外発信及び国内外の映画祭等への出品等を推進するとともに、優れたメディア芸術の製作者等の育成を図る。

・国内外の優れたメディア芸術作品を鑑賞する機会、特に、子どもたちの映画の鑑賞機会の充実を図る。

・内外の優れた芸術作品の鑑賞機会を提供し、芸術の創造の推進に資する芸術祭等の充実を図る。

・新国立劇場における公演の充実を図る。

(3)伝統芸能の継承及び発展

我が国古来の伝統芸能は、長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた国民の財産であり、将来にわたって確実に継承され、発展を図っていく必要があることから、次の施策を講ずる。

・伝統芸能が有する歴史的・文化的価値の理解・普及を図るとともに、公演等への支援を行う。その際、我が国の文化芸術の向上の牽引力となる実演家団体が実施する国内外の公演活動に対する支援を重視するとともに、伝統的な音階や技法を用いた新作公演活動の展開も図られるように配慮する。

・国立劇場、国立能楽堂及び国立文楽劇場における公演や、各地域における普及のための公演を推進する。

・伝統芸能の所作や楽器に触れる体験をする機会の提供を通じて、伝統芸能に親しむ人々の拡大を図る。特に、子どもたちが伝統芸能を身近に親しむことができる機会の充実を図る。

・伝統芸能の表現に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要な伝統的な技術の継承及び原材料の確保を図る。

・ユネスコ（国連教育科学文化機関）の「人類の口承及び無形遺産の傑作宣言」を通じて、世界的にたぐいのない価値を有する我が国の伝統芸能を世界に発信する。

(4)芸能の振興

芸能の創造活動が活発に行われるよう、次の施策を講ずる。

・「文化芸術創造プラン」による芸能の創造活動への重点的な支援や、関係団体の育成などを図る。

・広く国民に芸能が親しまれるようにするため、幅広い活動に対して、「芸術文化振興基金」などによる助成を行う。

(5)生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及

生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及を図るため、次の施策を講ずる。

・地方公共団体や関係団体の取組にも留意しつつ、生活に密着した衣・食・住に係る生活文化や、国民の間で定着し、長い間楽しまれてきた国民娯楽に関する活動を推進するとともに、関係団体の育成を図る。

・子どもたちが生活文化や国民娯楽を身近に親しむことができる機会の充実を図る。

・国民生活や社会を支える文化創造の基盤である出版物、レコード等の普及を図るための環境整備を図る。

2 文化財等の保存及び活用

文化財は、我が国の歴史の営みの中で自然や風土、社会や生活を反映して伝承され発展してきたものであり、人々の情感と精神活動の豊かな軌跡を成すとともに、現代の我が国の文化を形成する基層となっている。今日の社会構造や国民の意識の変化等を踏まえ、新たな課題にも積極的に対応することが求められていることから、次の施策を講ずる。

・建造物・史跡等の文化財の周辺環境や文化的景観、近代の科学・産業遺産、生活用具等の歴史的な価値を有する我が国の文化的な所産などの保存・活用方策について検討を進める。

・生活、教養、嗜好等に関する技能・技術に関し、特に、消失のおそれのある民俗技術について重点的に調査や記録作成の措置を進め

るとともに、その特性や実態に応じた保護方策について検討する。

・有形文化財（有形民俗文化財を含む）について、その種別や特性に応じて計画的に保存・修復を進める。また、保存施設等の整備、建造物の安全性の向上、防火安全対策、伝統的建造物群保存地区をはじめ文化財集中地域等における総合的な防災対策の検討など、防災対策の充実を図る。その際、科学的な調査研究の成果を生かした取組を推進する。

・無形文化財（無形民俗文化財を含む）について、伝承者の確保・養成や、用具の製作・修理など、保存伝承のための基盤の充実を図るとともに、記録映像等の活用を図る。

・伝統的な様式表現を伴う身体文化について、適切に保存及び活用を図る。

・文化財の保存技術について、選定保存技術制度の活用等により、その保存を図る。

・「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」に従い、地方公共団体等と連携して、我が国の文化遺産の登録推薦を進めるとともに、登録後の文化遺産の適切な保存を図る。

・国民が文化財を理解し、親しむ機会の充実を図るため、文化財の特性や保存に配慮しつつ、情報通信技術や様々な映像技術など多様な手法も用いて、公開、活用を推進する。特に、史跡等については、必要に応じて史実に基づいた復元等の整備を行うことにより、国民に分かりやすい形での公開を促進する。

・子どもたちが、学校や地域において継続的に文化財を学習、体験できる機会の充実を図る。

・文化財の保存及び活用に当たり、地方公共団体、大学、専門的機関、NPO（民間非営利組織）・NGO（非政府組織）などの民間団体の活動や、文化ボランティア等の自主的、主体的な活動との適切な連携協力を促進する。

・独立行政法人文化財研究所が、科学的・技術的な調査研究に基づく保存修復において我が国の中心的な役割を果たすことができるように、その充実を図るとともに、同研究所や大学等における文化財の保存修復等に関する研究水準の向上及び人材の養成に努める。

3 地域における文化芸術の振興

地域における多様な文化芸術の興隆は、我が国の文化芸術が発展する源泉となるものである。全国各地において、国民が生涯を通じて身近に文化芸術に接し、個性豊かな文化芸術活動を活発に行うことができる環境の整備を図る必要があることから、次の施策を講ずる。

・地域住民の文化芸術活動への参加を促進するための機会や、各地域における公演・展示等への支援を行う。

・都市と農山漁村の共生・対流の推進の視点も踏まえつつ、各地域の歴史等に根ざした個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化に関する活動の継承・発展や、生活・生業に関連して形成された文化的景観の保護を図る。

・地域の特色ある文化芸術や、豊かな自然を生かしたまちづくりなど地域に根ざした文化芸術活動を促進する。

・地域の文化芸術活動の指導者や地域の文化芸術団体の育成を図るとともに、地域間の文化芸術の交流を促進する。

・「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成九年法律第五二号）に基づいて、アイヌ文化の振興を図るとともに、アイヌ文化の伝統等に関する知識の普及及び啓発を図る。

4 国際交流等の推進

文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展及び世界の文化芸術活動の発展に資するため、次の施策を講ずる。

・伝統文化から現代文化に至るまで魅力ある我が国の文化を総合的かつ計画的に発信するため、官民を通じた国際文化交流を進める上での理念や具体的な方策等を明確にし、関係府省及び国際交流基金その他の関係機関等の緊密な連携・協力の下、国際文化交流を推進する。

・文化芸術に関する国際的な相互交流や意見交換を推進するとともに、我が国の文化人・芸術家等と海外関係機関との交流を強化することにより、国際的な人的ネットワークを形成する。

・文化交流の国内の拠点である国立の文化施設、文化交流機関等において、相手国の対応機関との継続的な専門家の交流や各種事業の共同実施を推進し、国際文化交流のネットワークづくりを推進する。

・関係機関の連携、ネットワークの有効な活用を通じて、芸術家や文化芸術団体の相互交流、各分野の文化芸術の国際交流、国際フェスティバルの開催、我が国の文学作品の翻訳による海外発信などを推進する。

・二国間又は国際機関を通じて、人類共通の財産である世界的な文化遺産の保存修復のための協力や、人材育成、共同研究などを積極的に展開するとともに、「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」（平成一四年一二月九日発効）の適切な実施を図る。

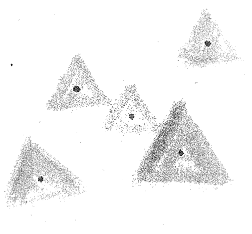

5 芸術家等の養成及び確保等

多様で優れた文化芸術を継承し、発展させ、創造していくためには、その担い手として優秀な人材を得ることが不可欠であることから、次の施策を講ずる。

・今後の文化芸術活動の発展等に伴い必要とされる新たな分野の芸術家等の養成及び研修体制の整備や、優れた才能を発掘し、能力を引き出すため早期の教育システムについて検討を進める。

・学芸員、舞台技術者・技能者、文化財修理技術者等の専門性の向上を図るための資格の在り方について検討を進める。

・芸術家等の海外留学や国内研修の充実、各分野の文化芸術団体等が行う研修への支援、次代を担う新進芸術家が活動成果を発表する機会の充実、世界的な芸術家による指導の機会の充実などを図る。

・伝統芸能の伝承者や文化財の保存技術者・技能者、文化施設や文化芸術団体の管理運営者、企画・管理担当者（アートマネージャー）、舞台技術者、技能者、学芸員など、文化芸術活動に携わる幅広い人材の養成及び確保、資質向上のための研修の充実を図る。

・大学等や国立の文化施設等における教育及び研究の充実を図る。

6 国語の正しい理解

言葉は、意思疎通の手段であると同時に、その言葉を母語とする人々の文化とも深く結び付いている。このような文化の基盤としての国語の重要性を踏まえ、個々人はもとより、社会全体としてその重要性について認識し、国語に対する理解を深め、生涯を通じて国語力を身に付けていく必要があることから、次の施策を講ずる。

・分析力や論理的思考力、表現力、創造力など、これからの時代に求められる国語力や、そのような国語力を身に付けるための具体的方策について明らかにし、家庭、学校、地域を通じて、総合的に国語教育の質的量的充実が図られるよう、新しい時代に向けての国語力向上施策を推進する。

・学校教育に携わるすべての教員が国語についての意識を高め、実際に生かしていくことができるよう、学校の教員の養成及び研修の各段階において、国語力に重点を置いた取組を進める。

・家庭や地域において、国語に対する意識を高めるため、言葉に関する講演会の開催や体験活動を推進し、国語力の育成及び、向上を図る。

・近年の外来語・外国語（いわゆる片仮名言葉）の氾濫などの状況や放送・出版等様々な媒体が人々の言語生活に及ぼす影響等を考慮し、国民に分かりやすくするという観点から、公用文書等における

表現を工夫するとともに、国民の言語への影響に関する関係機関の自覚を求める。

・ 独立行政法人国立国語研究所や大学等の関係機関における調査研究の充実を図る。

7 日本語教育の普及及び充実

近年、日本語を学習する外国人は国内外ともに増加しており、また、学習の目的も多様化している。このような多様な学習需要や社会の変化に対応し、外国人の我が国及び我が国の文化芸術に対する理解の増進に資するよう、次の施策を講ずる。

・ 国内における日本語教育を受ける対象者の拡大に対応し、日本語教育の指導内容・方法等の調査研究、日本語教育教材等の開発及び提供、日本語教育に携わる者の養成及び研修など、日本語教育の充実を図る。

・ 地方公共団体などの関係機関や日本語ボランティア等との連携協力を図りつつ、地域の実情に応じた日本語教室の開設や、幅広い知識や能力を持つ日本語ボランティアの養成及び研修など、地域における日本語教育の充実を図る。

・ 国民文化祭の開催をはじめ、国民の文化芸術に関する参加や関心を喚起する機会の充実を図る。

・ 国民の文化芸術活動への参画に資する文化ボランティア活動を活発にするため、各地域や文化施設等においての文化ボランティア活動の場の整備、情報の提供、相互交流の推進などの環境の整備を図る。

(2)高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

・ 文化施設等において、高齢者、障害者、子育て中の保護者等が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造しやすい環境の整備を促進する。

・ 文化芸術活動の公演・展示等において、字幕や音声案内サービス、託児サービス、利用料や入館料の軽減などの様々な工夫や配慮等を促進する。

・ 高齢者、障害者、子育て中の保護者等の文化芸術活動に配慮した活動を行う団体等の取組を促進する。

(3)青少年の文化芸術活動の充実

・ 完全学校週五日制の実施も踏まえ、青少年が各地域において多種多様な文化芸術に直に触れ、体験できる機会の充実を図るとともに、学校や文化施設等を拠点として、子どもたちが伝統文化や生活文化を継続的に体験・修得できる機会の充実を図る。

・ 青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援を行うとともに、各地域における社会教育関係団体などによる、青少年の自主的な文化芸術活動の場や機会の充実を図る。

・ 各地域において青少年に対する指導や助言を行う指導者の養成及び確保を促進する。

・ 各地域の美術館、博物館、文化会館、図書館などにおける児童生徒向けの教育活動及び体験の機会の提供を促進するとともに、学校教育との連携・融合を促進する。

(4)学校教育における文化芸術活動の充実

・ 初等中等教育から高等教育までを通じて、歴史、伝統、文化に対する理解を深め、尊重する態度や、文化芸術を愛好する心情などを涵養し、豊かな心と感性を持った人間を育てる。

・ 「総合的な学習の時間」などを活用し、積極的に、文化芸術に関する体験学習など文化芸術に関する教育の充実を図るとともに、優れた文化芸術の鑑賞機会の充実を図る。

・ 子どもたちに対する文化芸術の指導を行う教員の資質の向上を図るとともに、各教科の授業や部活動において、優れた地域の芸術家や、文化芸術活動の指導者、文化財保護に携わる者等が教員と協力して、指導を行う取組を促進する。

・ 授業において、和楽器を用いたり、長い間親しまれてきた唱歌、わらべうた、民謡など日本のうたを取り上げる等、我が国の伝統的な音楽に関する教育が適切に実施されるよう配慮する。

・ 全国高等学校総合文化祭など文化芸術の発表機会の充実を図る。

10 文化施設の充実等

(1)劇場、音楽堂等の充実

劇場、音楽堂等が、優れた文化芸術の創造、交流、発信の拠点や、地域住民の身近な文化芸術活動の場として積極的に活用され、その機能・役割が十分に発揮されるよう、次の施策を講ずる。

・ 法的基盤の整備や税制上の措置

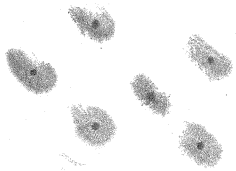

りにこたえるため、日本語教員等の海外派遣・招へい研修を推進するとともに、インターネット等の情報通信技術を活用した日本語教材・日本語教育関係情報の提供を推進する。

8 著作権等の保護及び利用

文化芸術の振興の基盤を成す著作権等について、国際的な動向を踏まえるとともに、「知的財産基本法」（平成一四年法律第一二二号）及び「知的財産戦略大綱」（平成一四年七月三日知的財産戦略会議決定）に沿って、その保護の充実を図るため、次の施策を講ずる。

・ メディア芸術を支えるデジタル・コンテンツ産業も含め、著作者等の権利の適切な保護を図るため、国際的に条約の検討が進められている放送事業者や実演家の権利の拡充など、ネットワーク上での著作権の保護強化等を図る。

・ 我が国では、著作物等の創作時・利用時における契約システムが十分に機能していない面があるため、権利者や利用条件等が曖昧となり、適切な保護や円滑な利用の促進に支障が生じているとの指摘がある。このため、著作物等の適正かつ円滑な流通を促進する観点から、新技術と著作権契約システムを組み合わせた著作物等の新しい流通システムの構築に向けた取組を支援する。また、ネットワーク上での著作権契約システムの研究開発や、著作物等の利用可能範囲に関する権利者の意思表示システムの開発・普及を行う。

・ 国内外において我が国の著作物等の海賊版を防止・撲滅するため、官民が連携して対策に取り組む体制づくりを行うとともに、二国間、多国間の枠組みを通じ、適切な保護を求める。

・ デジタル化、ネットワーク化に対応した国際的な著作権保護を進めるため、ＷＩＰＯ（世界知的所有権機関）などで行われている新たな国際ルールづくり等において積極的な役割を果たす。

・ インターネットやパソコンの普及など、情報技術の発達・普及による権利者及び利用者の急激な拡大により、著作権に関する知識や意識がすべての人々に必要不可欠なものとなり、著作権の保護や適切な契約の習慣が広く多くの人々に受容される状況を作っていくことが、必要となっている。このため、著作権に係る権利行使の実効性を確保するため、司法による権利救済に係る諸制度の充実を図る。

・ 著作権の侵害については、基本的に、権利者自らが侵害の事実を発見・立証する必要があるが、情報通信技術の進展に伴う著作物等の創作・利用形態の多様化が進むに従い、権利侵害行為や損害額の立証などが困難になってきている。このため、著作権に係る権利行使の実効性を確保するため、司法による権利救済に係る諸制度の充実を図る。

・ 著作権の侵害の事実を発見・立証する必要があるが、情報通信技術の進展に伴う著作物等の創作・利用形態の多様化が進むに従い、権利侵害行為や損害額の立証などが困難になってきている。

・ 国民が身近に文化芸術を享受できるよう、各地域における様々な文化芸術の公演、展示等に対する支援を行う。

9 国民の文化芸術活動の充実

国民がその居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境を整備し、心豊かな社会を実現していくため、特に、高齢者、障害者、青少年などへのきめ細やかな配慮等を図りつつ、次の施策を講ずる。

(1)国民の鑑賞等の機会の充実

などの方策により、劇場、音楽堂等の活動の円滑化、活発化を図る。

・各地域の劇場、音楽堂等の公演等への支援、芸術家等の配置等の支援、情報の提供などを充実するとともに、他の劇場、音楽堂、学校等と連携した活動を促進する。

・各地域の劇場、音楽堂等の施設設備の適切かつ安全な環境の確保を図るとともに、施設の管理運営等に関し、それぞれの目的等に応じて、多様な手法を活用してサービスの向上、運営の効率化等の配慮が行われるよう促進する。

・国立劇場や新国立劇場等における公演の充実を図り、国民に質の高い文化芸術の鑑賞機会を提供するなど、国立施設としてふさわしい活動を推進する。また、「国立劇場おきなわ」を開設し、組踊をはじめ沖縄の伝統芸能の保存・振興を図るとともに、伝統文化を通じたアジア・太平洋地域の交流の拠点とする。

・劇場、音楽堂等における活動に不可欠な企画・管理担当者、舞台技術者・技能者、文化施設の職員等の資質向上のための研修の充実を図る。

(2)美術館、博物館、図書館等の充実

国民の要望の多様化、高度化を踏まえ、美術館・博物館が優れた文化芸術の創造、交流、発信の拠点や、地域住民の文化芸術活動の場として積極的に活用され、その機能・役割が十分に発揮できるよう、次の施策を講ずる。

・美術館、博物館の活動がより円滑かつ活発となり、質の高い展覧会の開催などが促進されるための施策について、法的整備も含め、検討を進める。

・寄附等に係る税制上の措置などの方策により、所蔵品の充実や安定した運営を図る。

・国内外の優れた美術品等の鑑賞機会の一層の拡充を図るため、利用者の要望に対応したサービスの向上や、登録美術品制度の活用を進める。

・各地域の美術館、博物館の展示等への支援を充実するとともに、学習の場としての機能の充実や、他の美術館、博物館、社会教育施設、学校等と連携した活動を促進する。

・国立美術館、国立博物館が、国内外の美術館、博物館の連携の中核的・指導的役割を十分に発揮できるよう各機能の充実を図るとともに、「九州国立博物館」（仮称）及び新しい国立美術展示施設を開設し、国民の文化芸術活動の機会の一層の充実を図る。

・魅力ある施設づくりの核となる学芸員等の資質向上のための研修の充実を図る。

・優れた文化財、美術品等の積極的な公開・展示を進めるため、映像技術や情報通信技術を活用した記録・保存・公開を促進する。

・多様化・高度化する国民の要望に対応した情報拠点として、国民に親しまれる図書館づくりを進めるとともに、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成一四年八月二日閣議決定）に基づき、子どもの読書活動の推進を図る。

(3)地域における文化芸術活動の場の充実

国民が身近に、かつ、気軽に文化芸術活動を行うことができる場の充実を図るため、次の施策を講ずる。

・各地域の文化施設や公民館等の社会教育施設について、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等が円滑に利用しやすい運営を促進する。

・学校施設については、学校教育に支障のない限り学校教育以外の利用が認められていることや、学校教育に利用される見込みのない余裕教室や廃校施設については、様々な用途への転用が可能となっていることを踏まえ、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等の公演・展示や練習の場として、また、文化芸術作品等の保存場所としての利用を促進する。

・学校や、文化施設以外の施設など様々な場について、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等による文化芸術活動での幅広い利用を促進する。

(4)公共の建物等の建築に当たっての配慮

・公共の建物等の施設の整備に際して、建物の外観等が、周囲の自然的環境や地域の歴史、文化等との調和が取れたものとなるよう形状、色彩、デザイン等について配慮するよう努める。

11 その他の基盤の整備等

(1)情報通信技術の活用の推進

情報通信技術の活用は、文化芸術の創造活動のみならず、その成果の普及や享受を通じて、人と人との結び付きを強め、協働・共生社会の実現に資するなど、多様で広範な文化芸術活動の展開に貢献するものであることから、次の施策を講ずる。

・文化芸術に関する情報や画像等について、地理的制約を受けずにその活用を可能とするネットワークの構築を推進する。

・我が国の多様な文化芸術、映画フィルム、文化財等について、デジタル技術、インターネット、CD-ROM等を活用して、保存、展示、国内外への公開等を推進する。その際、デジタル化された画像等を文化芸術活動以外の様々な活動においても活用しやすくするよう配慮するとともに、学校教育における活用の促進の観点から、子どもたちが理解しやすいものとすることにも留意する。

・情報通信技術の活用のための研究開発を推進する。

・文化芸術関係者の情報通信技術の活用の推進を図るための取組を促進する。

(2)地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等

地方公共団体、芸術家等、文化芸術団体、NPO、NGO、文化ボランティア等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、次の施策を講ずる。

・国内外の文化芸術に関する各種の情報や資料、特色ある取組事例等を積極的に収集し、提供する。

・国内外の文化芸術関係者等が、国の文化芸術の振興に関する施策の内容や、国内外の文化芸術に関する各種の情報、専門的知識等を把握することができるよう、情報通信技術など様々な方法を活用して、積極的に提供していくとともに、相談、助言等の窓口機能の整備を図る。

・地方公共団体、芸術情報プラザなどの文化芸術団体等による情報提供のための取組を促進する。

(3)民間の支援活動の活性化等

個人や企業・団体等が文化芸術活動に対して行う支援活動を促進するため、次の施策を講ずる。

・文化芸術活動に対する寄附の促進を図るための税制上の措置の活用等を講ずるよう努める。

・文化芸術団体等と連携しつつ、文化芸術関係者が寄附等を受けやすくなる仕組みの整備を促進する。

・文化芸術関係者をはじめ広く国民に対して、文化芸術活動に対する寄附等に関する税制措置の現状、企業等による支援活動の状況、多様な方法による文化芸術活動への支援の事例などについて、文化芸術団体等と連携をしつつ、情報の収集及び提供を行う。

・文化芸術関係者の寄附金等の確保のための活動の促進を図るとともに、社会全体で文化芸術活動への支援を促進していくための機運の醸成を図る。

(4)関係機関等の連携等

・文化芸術の振興に関する施策を効果的に推進するため、国、地方公共団体、企業、芸術家等、文化芸術団体、NPO、NGO、文化ボランティア、文化施設、社会教育施設、教育研究機関、報道機関などの間の連携を強化する。

・文化芸術と教育、福祉、医療その他の分野の連携が図られ、地域で人々が様々な場で文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるよう、芸術家等及び文化芸術団体と、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等との間の協力の促進に努める。

(5)顕彰

・これまで顕彰の機会が少なかった文化芸術の分野も視野に入れ、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者や、文化芸術の振興に寄与した者に対して積極的に顕彰を行う。

(6)政策形成への民意の反映等

・文化芸術の振興のための基本的な政策の形成や、各施策の企画立案、実施、評価等に際しては、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを反映する体制の整備を図る。

・各地域において、国及び地方公共団体の文化行政担当者、芸術家等、文化芸術団体等が、各地域の文化芸術を取り巻く状況や活動状況、文化芸術の振興のための課題等について、情報や意見の交換を行う場を積極的に設ける。

・情報通信技術を活用して、広く国民が文化芸術に関する政策提言等を行うことができる仕組みを構築する。

文化芸術の振興に関する基本的な方針について

文化庁長官官房政策課

1 文化芸術振興基本法について

これまで、我が国の文化行政においては、文化財保護法や著作権法など個別の事項に対する法律はあったが、文化芸術全般にわたる法律がなく、文化芸術の意義や国民のニーズの高まり等を背景として、文化芸術の振興のための基本的な法律の制定が必要であることがいわれてきた。このため、超党派の国会議員からなる「音楽議員連盟」において、法律の制定に向けた議論、検討が行われ、その成果が、議員立法による「文化芸術振興基本法案」として、平成一三年一一月に国会に提出され、成立し、同年一二月七日に公布、施行された。

本法律の内容は、前文と第一章の総則、第二章の基本方針、第三章の文化芸術の振興に関する基本的施策の三章三五条からなっている。

冒頭の前文では、文化芸術の意義と役割、文化芸術の振興の必要性及び本法律を制定する趣旨について規定されている。

第一条では、本法律の目的として、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動を行う者の自主的な活動を促進して、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することとされている。

第二条は、文化芸術の振興に当たっての基本理念として八項目を定めている。具体的には、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性の十分な尊重や地位の向上、国民の鑑賞・参加・創造のための環境整備、多様な文化芸術の保護及び発展、各地域の特色ある文化芸術の発展、我が国の文化芸術の世界への発信、国民の意見の反映などが定められている。

第三条及び第四条は、文化芸術の振興に関する国及び地方公共団体の責務について、第六条は、政府が文化芸術の振興に関する施策を実施するために必要な法制上、財政上その他の措置を講じなければならないことを定めている。

第七条では、政府が文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るための基本方針を定めることとしている。

第三章の「文化芸術の振興に関する基本的施策」では、各分野の芸術文化の振興、地域文化の振興、国際文化交流、芸術家の養成・確保、著作権の保護及び利用、国民の鑑賞機会の充実、劇場・音楽堂の充実、民間の支援活動の活性化、政策形成への民意の反映などについて具体的な施策の例示をあげて規定している。

これらの規定は、我が国の文化芸術の振興のために必要な基本施策について、将来も見据えて、広範にわたり規定されたものであり、他の基本法には見受けられない本法律の特色となっている。

2 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」について

「文化芸術振興基本法」では、第七条第一項において、政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を策定することとされ、その際には、同基本法第七条第三項において、文部科学大臣が、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成することとされている。

このため、平成一四年六月五日に文部科学大臣より文化審議会（高階秀爾会長）に対して「文化芸術の振興に関する基本的な方針について」諮問が行われた。

なお、平成一三年一二月に発足した文化審議会では、平成一四年四月に文化行政全般にか

大地からの手紙

日本は疲れています。日本は自信をなくしています。
日本人は彷徨い続けています。

戦後、ものを作り、ものを売って高度経済成長を果たした日本は、この半世紀を爆走しながら、富の代わりに何を手放し、何を見失ってきたのでしょう。

無国籍風の若者たちが集う街では、崩れた日本語が氾濫し、乱れた性が行き交い、刹那主義的なにぎやかさが日常の風景と化しています。

だが、楽しげに遊ぶ若者たちほど、ふと寂しげな表情を見せるのは何故でしょう。

若者たちを横目で見ながら、「昔は良かった」と嘆く大人たちの眼差しの奥に、疼くような情熱が消えずに残っているのは何故なのでしょう。

若者たちも大人たちも、日本人すべてが、人生の土台となる「熱い何か」を探して、時代と闘っているのかもしれません。

その昔、小さなパン一個で、満たされ癒されたことはありませんか？

飽食の昨今、ご馳走を食べながら、心の空腹を感じたことはありませんか？

富を得て、日本も、日本人も、お金で買えるものを買いすぎました。

衣食足りたあとの富は、時として人間を豹変させ、礼節を忘れさせ、国の生命力さえも萎えさせます。

おなかをすかせた心に尋ねてみましょう。

「欲しいものは何ですか？」「それは、この目に見えるものですか？」

狂想曲は鳴り終わりました。

立ち止まって、青空を見上げてみませんか。

久しぶりに大地と話してみませんか。

日本は今、日本を蘇らせる「日本人の熱いちから」を待っています。

かわる初めての答申「文化を大切にする社会の構築について～一人一人が心豊かに生きる社会を目指して」をまとめたところである。

本諮問を受けて、文化審議会では、二六の文化芸術団体、六人の有識者からのヒアリングを行いながら、政府としての初めての文化芸術の振興に関する基本的な方針の策定に資するよう精力的に議論を行ってきた。また、一一月の上旬より、広く文化芸術団体等の関係機関や国民に本答申案を提示し、多数のご意見等が寄せられたところであり、それらも踏まえて、平成一四年一二月五日に「文化芸術の振興に関する基本的な方針について」答申を行った。同答申では、政府の各種審議会の答申としては異例な形ではあるが、文化芸術の振興に関する文化審議会各委員の「熱い思い」を端的にあらわすため、「大地からの手紙」という散文詩を冒頭に掲げている。

本答申を全面的に踏まえて、平成一四年一二月一〇日に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が閣議決定されたところである。

本基本方針は、今後おおむね五年間を見通し、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るために定められたものであり、その概要は以下のとおりである。

(1)文化芸術の振興の基本的方向

文化の中核たる文化芸術は、国民全体の社会的財産であり、社会全体でその振興を図ることが必要である。その振興のための国の役割は、文化芸術活動の主体である国民の自発的な活動を刺激し、伸長させるとともに、国民すべてて文化芸術を享受し得るための諸条件を整えることが基本である。

その上で、このような国の役割を踏まえて、将来の我が国の顔となる文化芸術を創造していくために「重視すべき方向」として、次の五つの項目をあげている。

①文化芸術に関する教育
②国語
③文化遺産
④文化発信
⑤文化芸術に関する財政措置及び税制措置

さらに、各施策の枠を超えて横断的に「留意すべき事項」として次の四点を掲げている。

①芸術家等の地位向上のための条件整備
②国民の意見等の把握、反映のための体制の整備
③支援及び評価の充実
④関係機関の連携・協力

(2)文化芸術の振興に関する基本的施策

「第一　文化芸術の振興の基本的方向」及び文化芸術振興基本法の第三章の各条を踏まえ、次の一一の各事項について、この基本方針の施策を新しい視点に立って具体的に記述している。

①各分野の文化芸術の振興
②文化財の保存・活用
③地域文化の振興
④国際文化交流の推進
⑤芸術家等の人材の養成
⑥国語の正しい理解
⑦日本語教育の普及・充実
⑧著作権等の保護・利用
⑨国民の鑑賞・参加・創造の機会の充実
⑩文化施設の充実
⑪その他の文化基盤の整備

政府では、今後、文化芸術振興基本法及び本基本方針に基づいて、文化芸術の振興のための施策を総合的に推進していくこととしている。

文化芸術の振興に関する基本的な方針及び文化審議会答申の全文は、文化庁ホームページ（http://www.bunka.go.jp）でも掲載している。

文化庁のシンボルマークが決定！

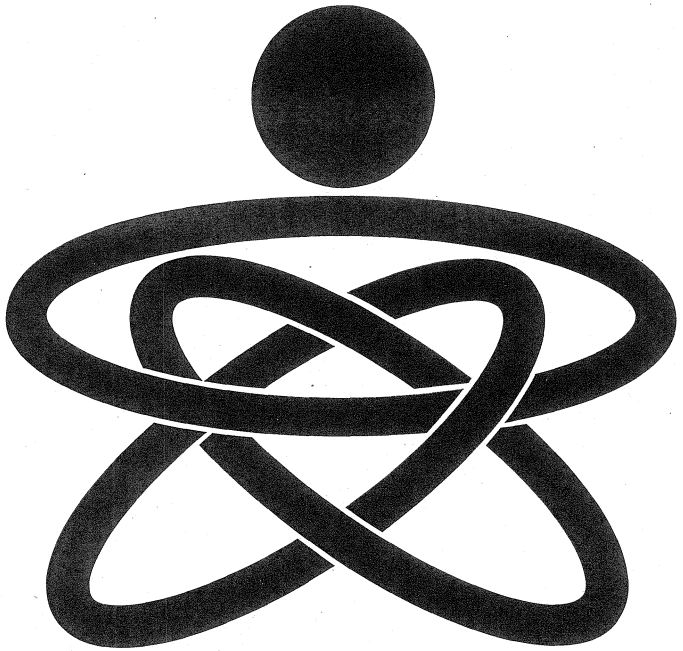

色彩番号DIC285（朱色）

文化庁についてわかりやすく親しみのあるイメージを表現し、文化の重要性や文化施策への理解を増進するとともに、文化施策を広く内外に印象づけるため、文化庁のシンボルマークを作成することとしておりましたが、このたび、上記のとおり決定いたしました。

本シンボルマークは、一般公募により応募された作品五二七件（応募者数二二一名）の中から文化庁内及び外部専門家の協力を得て選考を重ね、決定いたしました。

本シンボルマークは、文化庁の「文」の文字をモチーフに三つの楕円で、「過去・現在・未来」「創造・発展」「保存・継承」の輪をイメージし、芸術文化を創造し、伝統文化を保存・伝承していく人の姿（文化庁）・広がりを表現しています。色彩は日本伝統色の一つである「朱色」としました。

本シンボルマークは、文化庁の催す行事や各種支援による公演等で表示していただくとともに、封筒、各種パンフレットなどにおいて表示することにより、文化を大切にする社会の構築に向けて活用してまいります。本シンボルマークを末永くご愛用いただけますよう、よろしくお願いします。

●次号（2月号）予告

特集

核融合研究開発について

●巻頭言
井上信幸

●座談会
岡野邦彦／小西哲之／
鳥井弘之／本島　修／大竹　暁

◆◆◆◆◆

ところ・ひと
物質・材料研究機構
であい・ふれあい
八木沼純子

編集後記

▽新年あけましておめでとうございます。皆さまには、どのような新年をお迎えでしょうか。昨年末から年始にかけての休暇が例年に比べて長期だったこともあり、ゆっくりと休養をとられた方も多かったのではないでしょうか。

▽さて今年の干支は未年。おだやかで明るいニュースの飛び交う年であってほしいものです。

▽今年最初の「ところ・ひと」は「国立中央青年の家」です。正面に屏風のようにそびえる冠雪の富士山が新年号にふさわしい雄姿を演出してくれました。

▽昨年、一二月五日に高階文化審議会会長から遠山文部科学大臣に対し「文化芸術の振興に関する基本的な方針について」答申が行われました。同答申では、政府の各種審議会の答申としては異例な形ではありますが、各委員の熱い思いを端的に表すため、『大地からの手紙』という散文詩も冒頭に掲げられております。今回の特集ではこの答申を踏まえて「文化芸術の振興について」というテーマで、河合長官の巻頭言、三名の方のインタビュー、事例紹介、答申の解説等を交えて構成しておりますのでご一覧ください。

▽当誌も『文部科学時報』と誌名を変更してちょうど二年が経過しました。皆さまのご指導を賜りながらより一層誌面の充実に努力してまいる所存です。

今年も『文部科学時報』のご愛読よろしくお願いいたします。（笹）

投稿歓迎

「読者からのたより」欄への投稿、「文部科学時報読者アンケート」を歓迎します。本誌を読んでの感想、御意見等をお寄せください。

●「読者からのたより」投稿規定
①1件につき400字以内 ②住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記（誌上匿名可） ③掲載分には薄謝進呈
※文章を一部手直しさせていただくことがあります。
〒100-8959　東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省大臣官房政策課「文部科学時報」編集部
※電子メールでも受け付けております。

●「文部科学時報読者アンケート」
文部科学時報読者アンケートは添付のはがきのほかに電子メールでも受け付けております。
宛先名「jiho@mext.go.jp」

コンピュータネットワークを利用した文教行政の広報

文部科学省では、我が国の文教施策等を広く皆様に紹介するため、インターネットホームページを利用して情報を提供しています。また、子どもホームページを設け、情報を提供しています。
ホームページアドレス：
http://www.mext.go.jp/（半角入力）
子どもホームページアドレス：
http://www.mext.go.jp/kodomo/index.htm

MEXT.61　月刊　文部科学時報　1月号　第1520号

●著作権所有――文部科学省©
●発行所――株式会社ぎょうせい
本社　〒104－0061　東京都中央区銀座7－4－12
本部　〒167－8088　東京都杉並区荻窪4－30－16
電話　03－5349－6666（営業部）
URL　http://www.gyosei.co.jp
●印刷所――ぎょうせいデジタル株式会社

平成15年1月10日印刷
平成15年1月10日発行

定価610円本体581円（〒84円）
年間購読料7,320円

・ただし，増大号，臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
・なお，購読のお申し込みは直接営業所またはもよりの書店にてお願いします。

●本誌の掲載のうち，意見にわたる部分については，それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。

Printed in Japan 2003　ISSN 1346-325X　●この刊行物は再生紙を使用しています。